

ガイドブック



いばら営業部長
でんちゅうくん



やかげ観光大使
やかっぴい

井原地域勤労者互助会



いばら営業部長
でんちゅうくん

でんちゅうくんプロフィール

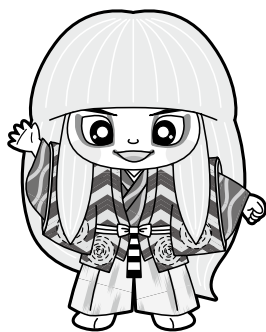
名 前：でんちゅうくん
 性 別：男の子
 役 職：いばら営業部長
 誕 生 日：6月1日
 性 格：おちゃめで好奇心いっぱい
 チャームポイント：目力、ぱっつん前髪と少しばかり
 カールした後ろ髪
 好きなもの：井原の桜、みんなの笑顔、田中苑の鯉
 く せ：子守唄を聴けば、いつでもどこでも眠くなる
 流れ星を見つけたら、必ず願い事をする



やかげ観光大使
やかっぱ

やかっぱプロフィール

名 前：やかっぱー
 性 別：おとこのこ
 役 職：やかげ観光大使
 誕 生 日：4月2日
 性 格：がんばりや
 (だけどちょっとおっちょこちょい)
 特 技：ダンス
 好きな事：みんなを笑顔にすること
 ゆ め：お空をとべるようになること
 ホーホケキョときれいな声で鳴くこと



◆ 目 次 ◆



互助会の概要	2
事務の手引き	
入会・退会の手続方法	3
保険金・助成金の請求手続方法	6
保険金給付	
保険金一覧	7
共済保険認定基準	10
助成金給付	
助成金一覧	19
健康増進事業	20
余暇活動事業	21
体力増進事業	24
自己啓発事業	26
生活安定事業	28
特約店・割引施設	29
井原地域勤労者互助会規約	30
井原地域勤労者互助会保険金・助成金給付要綱	34
各種申請書	35
記入例	50
加入事業所一覧	67
全福センター提携施設	71

互助会の概要

●互助会とは

この互助会は、井原地域内（井原市・矢掛町）の事業所で働く勤労者の約7割が組織をもたない未組織労働者であるという実情を踏まえ、昭和58年から互助会組織の設立について検討された結果、井原地域内の事業所・商店等に働く勤労者の福利厚生事業を実施することにより、事業所や商店等の健全な振興発展に資することを目的に、井原地域勤労者互助会として昭和62年10月設立された団体です。

●全国中小企業勤労者福祉サービスセンターとは

中小企業と大企業間には雇用・労働条件などさまざまな格差が生じています。

労働福祉の面についても、資金力や従業員が少なく十分な事業ができない、スケールメリットがはたらかない等から、大きな格差があります。本格的な高齢化社会の到来や個々人の福祉ニーズの高度化といったことが言われている現在、労働福祉に対する格差を縮小し、勤労者が生涯にわたり豊かで充実した生活がおくれるような体制づくりのため、中小企業が単独では実施が難しい福祉事業について、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターは、低コストで充実した福利厚生をお手伝いします。



互助会の入会・退会手続方法

●互助会に入会できる人

井原地域内の事業所・商店等に勤務する従業員とその事業主。

★次の者は入会できません。

- (1) 期間を定めて雇用されている者
- (2) 試用期間中の者

●互助会の入会手続方法

次の書類に必要事項を記入し、互助会事務局へ提出してください。なお、入会されますと1人当たり100円の入会金を納入していただくことになります。

- (1) 井原地域勤労者互助会入会申込書兼会員台帳
- (2) 会員〔被共済者〕名簿（新規・異動）
- (3) 口座振替制度申込書（様式第1号）

★ 必要書類を15日までに提出されますと、翌月1日の入会となります。
新採用などによって会員を追加する場合…(1)(2)の書類が必要。

会員証

- (1) 互助会の指定施設の利用や事業に参加される際は、必ず「会員証」を提示してください。
- (2) 「会員証」は、他人に貸与または譲渡しないでください。

★ 会員証の再交付 会員証を紛失若しくは汚損したら「会員証再交付申請書」(P47)を提出してください。汚損会員証は、この申請書に貼って提出してください。



全福センター加盟で割引利用できる施設

互助会では、各種事業をより一層充実させるため、全国規模で展開することを目的として設立された（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称：全福センター）に加盟しています。

全福センターは、全国の主な市の互助会が加盟しており、共同事業として全国的に利用のある施設と割引契約しています。

毎年3月に事業所に1冊お送りしている「全福ネットガイドブック」や「全福センターホームページ」をご活用ください。利用する場合は、「会員証」の提示が必要です。（P71）

★この会員証を他人に貸与し、または譲渡してはいけません。
★互助会事業に参加、施設等の利用の際は、この会員証を必ず携帯してください。
★互助会指定の施設等で割引等のサービスを利用する場合は、この会員証を提示してください。
★脱退と同時に、この会員証は使用できませんので、直ちに返却してください。

井原地域勤労者互助会

〒715-0014 井原市七日市町10 TEL 0866-62-8850

● 互助会の退会手続方法

会員の退職、死亡等の場合は必要書類に記入し、会員証を添えて互助会事務局へ提出してください。

(1) 会員〔被共済者〕名簿（様式第2号）

(2) 会員証 会員証をなくされている場合… 会員証紛失届（様式第9号）の提出が必要。

★ 必要書類を15日までに提出されますとその翌月から資格を失うことになります。

退職日等、退会事由の発生する日があらかじめわかっているときは事前に提出することをお勧めします。

● 変 更

事業所及び会員に関する次の事項に変更があった場合は、「事業所変更届」又は「会員氏名等変更訂正届」を提出してください。

・ 事業所に関する変更は「事業所変更届」 記入例4（P54）

・ 会員に関する変更は「会員氏名等変更訂正届」 記入例5（P55）

事業所に関する変更			会員に関する変更
・ 事業所	・ 所在地	・ 代表者	・ 氏名
・ 電話番号	・ F A X 番号		

★ 結婚などで会員の氏名が変わったときは、新しい会員証を発行しますので、お手持ちの会員証を返還してください。

● 互助会の会費納入方法

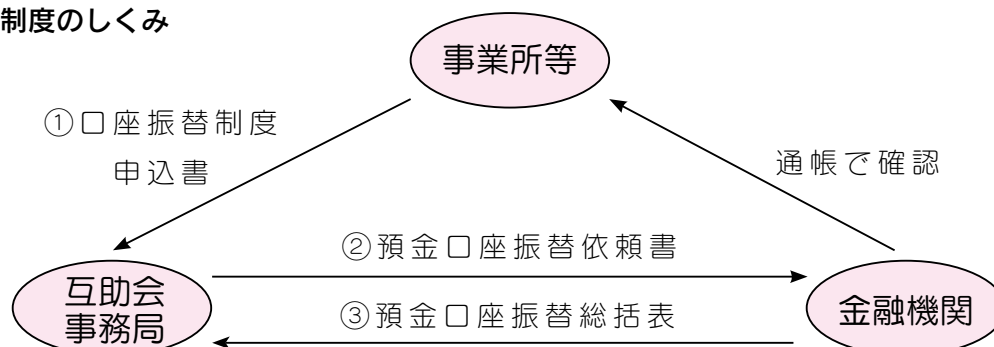
(1) 会費は会員1人につき月額500円です。

(2) 各事業主は、毎月25日に翌月分の会費を納入していただきます。

(3) 納入方法は、希望により次の取り扱いができます。

取扱区分	取扱場所	納入方法（選択）			備考
口座振替払	指定金融機関	1ヵ月払	6ヵ月払	1年払	口座振替制度申込書を事務局に提出

口座振替制度のしくみ



★ 中途入会者については、申込書が提出され、会費等が納入された翌月から資格が得られます。

★ 中途脱会者については、前納の場合に限り月割で返還します。

●税法上の扱い

法人の場合

事業者が負担した入会金及び会費は、税法上損金（法人税法第 22 条第 3 項）として処理できます。

個人営業の場合

事業者が負担した入会金及び会費は、従業員（家族従業員を含む）については、税法上必要経費（所得税法第 37 条第 1 項）として処理できます。なお、事業主本人の入会金及び会費は必要経費になりませんので、ご注意ください。

- ★ 法人役員だけや一部の従業員だけが入会し、事業所又は事業主が入会金及び会費を負担した場合も損金又は必要経費になりますが、福利厚生費ではなく、手当や給与とみなされ、源泉徴収の対象になることがあります。

●会員名簿（新規・異動）の提出期限

毎月 15 日までに提出されない場合は翌々月の入会・退会となります。

●指定金融機関

中国銀行井原支店	62－1511	トマト銀行井原市店	62－0241
中国銀行高屋支店	67－0311	トマト銀行矢掛支店	82－1234
中国銀行芳井支店	72－0003	広島銀行井原支店	62－0501
中国銀行矢掛支店	82－1211	笠岡信用組合井原支店	62－1113
中国銀行小田出張所	84－8131	笠岡信用組合井原東支店	62－7755



毎月の各種書類の提出締切日と事務手続きの時期の目安

異動・請求事項	提出締切日	事務手続きの時期
入会	毎月 15 日頃まで	翌月の 1 日付けでの入会となります。
退会		当月の末日付けでの退会となります。
助成金		当月の 25 日前後の振込となります。
保険金	毎月末まで	翌月の 25 日前後の振込となります。

※上記はあくまでも目安です。締切日が週休日や祝日と重なった場合、前後します。
また、締切日までの提出であっても書類の不備等により手続きが遅れる場合があります。



保険金・助成金の請求手続方法

●保険金・助成金の請求及び給付方法

- ★ 保険金は、互助会が（一財）全国勤労者福祉・共済振興協会（略称：全労済協会）を引受保険団体とする「自治体提携慶弔共済保険」を契約し、別表（１）保険金一覧の各種の保険金について給付を行うものです。
- ★ 助成金は、互助会が独自に、別表（２）助成金一覧の各種の助成金について給付を行うものです。
- ★ 夫婦とも会員の場合、それぞれに対して支給されますので、請求もれのないよう注意してください。

1. 請求方法

【保険金】

保険金請求書兼証明書（保険金請求に必要な書類 別表（１）参照）を事業主を通じて互助会事務局に提出してください。

「死亡・障害」、「住宅災害」、「傷病休業」の各保険金を請求する場合は「保険金請求書証明書（一括用）」により請求してください。

それ以外の、「死亡弔慰」、「結婚」、「成人」、「子の出生」、「子の就学」、「勤続」、「在会」の各保険金を請求する場合は、「保険金請求書兼証明書（一括用）」で請求もできますが、「保険金請求書兼証明書（４名連記）」で同時に４名まで、簡単に請求することもできます。

【助成金】

助成金申請書（様式第５・６・７号）（助成金請求に必要な書類 別表（２）参照）を事業主を通じて互助会事務局まで提出してください。

2. 請求期限・提出期限

【保険金】

請求期限は、支払事由が発生した日から３年です。

提出期限は、毎月末までに提出されますと翌月振り込まれます。

【助成金】

請求期限は、利用日から１年です。

提出期限は、毎月１５日頃までに提出されますとその月に振り込まれます。

※期限がありますので、出来るだけ早めに手続きをお願いします。

3. 給付方法

保険金・助成金は全額会員に給付されますが、給付方法は通常の場合、事業主を通じて給付します。

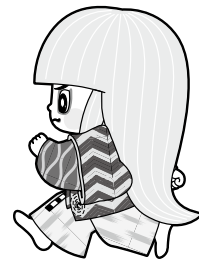


保険金給付



保 険 金 一 覧

別表(1)



●死亡保険金

区 分	給付条件	給付金額	必要書類	用紙	記入例
不慮の事故死亡	不慮の事故を直接の原因とした死亡	250,000円	①保険金請求書兼証明書(一括用) ②医師の死亡診断書(コピー可) または死体検案書(コピー可) ③会員と保険金受取人の関係を証明するもの、戸籍謄本等(コピー可) ④不慮の事故死亡の場合は、不慮の事故の証明書(コピー可)、交通事故死亡の場合は、交通事故の証明書(コピー可) ※③は、支払われる死亡保険金が合計10万円以下の場合は省略できます。	P41	P57
交通事故死亡	交通事故を直接の原因とした死亡	上記に加算 250,000円 (合計500,000円)			
疾病死亡	疾病による死亡	100,000円			
		50,000円 (65歳以上)			

●死亡弔慰金

区 分	給付条件	給付金額	必要書類	用紙	記入例
配偶者	会員の配偶者の死亡 (内縁を含む)	50,000円	保険金請求書兼証明書 (一括用または4名連記)	P41 または P42	
子	会員の子の死亡 (妊娠7ヶ月以上の死産を含む)	20,000円			
親	会員および配偶者の親の死亡	10,000円			

●障害保険金

区 分	給付条件	給付金額	必要書類	用紙	記入例
不慮の事故	不慮の事故を直接の原因とした重度障害および後遺障害	最高250,000円 ～最低10,000円	①保険金請求書兼証明書(一括用) ②医師の後遺障害診断書(コピー可) ③不慮の事故の場合は、不慮の事故の証明書(コピー可)、交通事故の場合は、交通事故の証明書(コピー可) ※等級認定通知(生保・損保・自賠責・労災保険など)がある場合はコピーを添付してください。	P41	
交通事故	交通事故を直接の原因とした重度障害および後遺障害	上記に加算 最高250,000円 ～最低10,000円			
疾 病	疾病による重度障害 労災保険法別表第1「障害等級表」による1級～3級②③④に該当する障害	100,000円			
		50,000円 (65歳以上)			

●住宅災害保険金

区 分	給付条件	給付金額	必要書類	用紙	記入例
火災等	会員の居住する建物が火災等によって50%以上損害を被った場合	500,000円	①保険金請求書兼証明書(一括用) ②罹災証明書(コピー可) ③修理業者による見積書(コピー可) ④損害場所の写真(コピー可) ※④は省略可	P41	P58
	会員の居住する建物が火災等によって30%以上50%未満損害を被った場合	350,000円			
	会員の居住する建物が火災等によって20%以上30%未満損害を被った場合	250,000円			
	会員の居住する建物が火災等によって20%未満損害を被った場合	100,000円			
自然災害	会員の居住する建物が自然災害によって70%以上損害を被った場合	150,000円			
	会員の居住する建物が自然災害によって20%以上70%未満損害を被った場合	75,000円			
	会員の居住する建物が自然災害によって20%未満損害を被った場合	15,000円			
	会員の居住する建物が自然災害によって床上浸水した場合	30,000円			

●傷病休業保険金

区 分	給付条件	給付金額	必要書類	用紙	記入例
14日以上30日未満の休業	会員が業務上、業務外の別を問わず病気やけがにより、一定日数以上連続して休業した場合(自宅療養を含む) ※初回14日以上連続した休業となった場合、それ以降の休業日数を加算して30日以上、90日以上、120日以上に達した時にそれぞれ給付されます。	5,000円	①保険金請求書兼証明書(一括用) ②休業期間がわかる出勤簿またはタイムカードのコピー	P41	P56
30日以上90日未満の休業		更に 5,000円 (合計10,000円)			
90日以上120日未満の休業		更に 5,000円 (合計15,000円)			
120日以上 の休業		更に 5,000円 (合計20,000円)			

●結婚祝金

区 分	給付条件	給付金額	必要書類	用紙	記入例
結婚祝金	会員が結婚(法律上の婚姻とする)した場合	20,000円	保険金請求書兼証明書 (一括用または4名連記) ※備考欄に届出役所名を記入	P41 または P42	P59

●成人祝金

区 分	給付条件	給付金額	必要書類	用紙	記入例
成人祝金	会員が満20歳を迎えた場合	10,000円	保険金請求書兼証明書 (一括用または4名連記)	P41 または P42	

●出生祝金

区 分	給付条件	給付金額	必要書類	用紙	記入例
子の出生	会員に子が出生した場合 (生後14日以内に死亡した場合には子死亡扱いとし、出生祝金は支払いません。)	10,000円	保険金請求書兼証明書 (一括用または4名連記) ※備考欄に病院名を記入	P41 または P42	P59

●就学祝金

区 分	給付条件	給付金額	添付書類	用紙	記入例
子の就学	会員の子が小学校・中学校に入学した場合	7,000円	保険金請求書兼証明書 (一括用または4名連記) ※備考欄に学校名を記入	P41 または P42	P59

●勤続祝金

区 分	給付条件	給付金額	必要書類	用紙	記入例
10年	会員が従事する事業所の従業員となってから、次の勤続期間を迎えた場合	5,000円	保険金請求書兼証明書 (一括用または4名連記)	P41 または P42	P59
15年		5,000円			
20年		10,000円			
25年		10,000円			
30年		10,000円			
35年		15,000円			
40年		20,000円			

●在会祝金

区 分	給付条件	給付金額	必要書類	用紙	記入例
10年	会員が互助会に加入してから次の在会期間を迎えた場合	5,000円	保険金請求書兼証明書 (一括用または4名連記)	P41 または P42	
20年		10,000円			

※保険金の請求期限は支払事由が発生した日から3年です。

※死亡保険金・後遺障害保険金・住宅災害保険金については、全労災協会で審査します。

共済保険認定基準

死亡保険金

会員の疾病による死亡

- 会員の保険期間中に疾病を直接の原因として死亡した場合を対象とします。
 - 会員の年齢により支払い金額異なります。
- 「会員の年齢」とは、次の時点での満年齢をいいます。

- ①サービスセンターの事業年度開始日に会員であったもの
事業年度開始日（4月1日）の満年齢
- ②サービスセンターの事業年度期間中に途中で会員となったもの
サービスセンター会員となった日の満年齢

注）全福ネット慶弔共済の保険期間

毎年4月1日～翌年の3月31日

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用）

★添付書類／医師の死亡診断書又は死体検案書（コピー可）

会員と保険金受取人の関係（生計維持関係を含む）を証明するもの、戸籍謄本等（コピー可）※1※2

※1：支払われる死亡保険金が10万円以下の場合は省略できます。

※2：戸籍謄本等から、保険金受取人が複数の場合は、代表受取人を選任いただき、それ以外の方からの「委任状」が必要となります。

会員の不慮の事故による死亡

- 会員の保険期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とした傷害死亡を対象とします。
- 「不慮の事故」とは「急激かつ偶然な外因による」事故をいいます。

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用）

★添付書類／医師の死亡診断書又は死体検案書（コピー可）

不慮の事故の証明書（コピー可）

会員と保険金受取人の関係（生計維持関係を含む）を証明するもの、戸籍謄本等（コピー可）※1※2

※1：支払われる死亡保険金が10万円以下の場合は省略できます。

※2：戸籍謄本等から、保険金受取人が複数の場合は、代表受取人を選任いただき、それ以外の方からの「委任状」が必要となります。

会員の交通事故による死亡

- 会員の保険期間中に発生した交通事故を直接の原因とした死亡を対象とします。

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用）

★添付書類／医師の死亡診断書又は死体検案書（コピー可）

交通事故である証明書（コピー可）

会員と保険金受取人の関係（生計維持関係を含む）を証明するもの、戸籍謄本等（コピー可）※ 1 ※ 2

※ 1：支払われる死亡保険金が10万円以下の場合は省略できます。

※ 2：戸籍謄本等から、保険金受取人が複数の場合は、代表受取人を選任いただき、それ以外の方からの「委任状」が必要となります。

※会員の故意又は重大な過失により支払事由が生じたとき等、保険金が支払えない場合があります。

※添付書類は所定の用紙で提出をお願いする場合があります。

死亡弔慰金

会員の配偶者の死亡

- 「配偶者」とは、会員と戸籍上婚姻関係にある者をいいます。

- 「配偶者」には、内縁関係にある者を含みます。

ただし、会員又は内縁関係にある者に戸籍上の配偶者がいる場合を除きます。

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用または4名連記）

会員の子の死亡

- 会員の子を妊娠7ヶ月以上経過したのちに死産した場合を含みます。

- 「子」とは、会員の実子、養子、継子およびこれらの配偶者をいいます。

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用または4名連記）

会員の親（配偶者の親を含む）の死亡

- 「親」とは、会員及び、会員の配偶者の実父母、養父母、継父母をいいます。

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用または4名連記）



障害保険金

- 会員が保険期間中に発生した次の事故等により、重度障害又は後遺障害となった場合を対象とします。
 - ① 不慮の事故を直接の原因とした障害（１級～１４級）
 - ② 交通事故を直接の原因とした障害（１級～１４級）
- 「重度障害」とは、「後遺障害等級別支払割合表」の第１級、第２級、第３級の２、３、４のいずれかの後遺障害の状態とします。
- 「後遺障害」とは、「後遺障害等級別支払割合表」の第３級１、５及び第４級から第１４級のいずれかの後遺状態とします。

★ 申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用）

★ 添付書類／医師の後遺障害診断書（コピー可）

不慮の事故の証明書（コピー可）、または交通事故の証明書（コピー可）

※ 等級認定通知（生保・損保・自賠責・労災保険など）がある場合はコピーを添付してください。

※ 会員の故意又は重大な過失により支払事由が生じたとき等、保険金が支払えない場合があります。

※ 添付書類は所定の用紙で提出をお願いする場合があります。



住宅災害保険金

火 災 等

- 保険期間内に会員の居住する建物が「火災等の事故」により損害を受けた場合に支払対象となります。

建物・家財の損害の程度	支払金額
５０％以上	５００,０００円
３０％以上～５０％未満	３５０,０００円
２０％以上～３０％未満	２５０,０００円
２０％未満	１００,０００円

※ 損害の程度は、「建物」の損害で支払割合を判断します（家財にも建物と同程度の損害があったものとみなします）が、居住する建物に被害がない場合は、収容されている家財に損害が生じていれば、その程度により支払割合を算出します。

- 損害の程度の算出方法

火災等の場合の「損害の程度」は、以下の計算式により算出します。

【損害の程度の計算式】

$$\text{損害の程度（％）} = \frac{\text{Ａ．損害額}}{\text{Ｂ．建物の価額}} \times 100$$

Ａ．損害額は、修理見積に基づいた金額とし、損害箇所以外の工事、グレードアップ工事、ついで工事、リフォーム工事等は含みません。

$$\text{建物の価額} = \text{住宅の構造区分別単価} \times \text{住宅の延べ床面積（坪数）}$$

B. 建物の価額は、再取得価額とし、以下の算式にて算出された額とします。

なお、1坪未満の端数は1坪に切り上げます。

構造区分	1坪（3.3㎡）あたり単価（円）
木造	60万円
鉄筋	70万円

※構造区分「鉄筋」は、高層の鉄筋コンクリート造の建物等をいい、それ以外の建物は原則として「木造」とします。

- 「会員の居住する建物」とは、現に会員が居住している部分をいい、非居住部分（貸間、店舗、作業場等）は除きます。
- 火災等の事故の範囲

「火災」、「落雷」、「破裂・爆発」、「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触もしくは破壊」、「水漏れ」、「突発的な第三者の加害行為」

- 「火災等の事故」による損害には、燃焼機器、暖房機器または電気機器等の機器の過熱等による当該機器自体の損害及び凍結による水道管、水管またはこれらに類するものの自体のみの損害を除きます。

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用）

★添付書類／消防署発行の罹災証明書（コピー可）

修理業者による見積書（コピー可）

損害箇所（修理前の状態）の写真（省略可）

※小規模な被災のため罹災証明書の取得が困難である場合は、修理業者による見積書と損害箇所（修理前の状態）の写真を提出ください。また可能な限り、修理見積書には会員の氏名・建物所在地・損害原因（火災・落雷・水漏れ等）の記載を依頼してください。

※会員の故意又は重大な過失により支払事由が生じたとき等、保険金が支払われない場合があります。

自然災害

- 保険期間内に会員の居住する建物が「自然災害」により損害を受けた場合に支払対象となります。

①床上浸水以外の場合

建物の損害の程度	支払金額
70%以上	150,000円
20%以上～70%未満	75,000円
20%未満	15,000円

※損害の程度は、「建物」の損害のみで支払割合を判断します。自然災害が原因の場合には、居住する建物に収容されている家財の損害は対象外です。



②床上浸水の場合

床上浸水の損害の程度	支払金額
損害の程度にかかわらず一律	30,000円

※床上浸水以外の場合と床上浸水の場合は、重複して支払いしません。いずれか高い金額が支払い対象となります。

※「床上浸水」とは、床面以上に浸水し、そのため日常の生活を営むことができない場合をいい床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

●損害の程度の算出方法

自然災害の場合の「損害の程度」は、以下の計算式により算出します。

【損害の程度の計算式】

$$\text{損害の程度（\%）} = \frac{\text{A. 損害額}}{\text{B. 建物の価額}} \times 100$$

A. 損害額は、修理見積に基づいた金額とし、損害箇所以外の工事、グレードアップ工事、ついで工事、リフォーム工事等は含みません。

$$\text{建物の価額} = \text{住宅の構造区分別単価} \times \text{住宅の延べ床面積（坪数）}$$

B. 建物の価額は、再取得価額とし、以下の算式にて算出された額とします。

なお、1坪未満の端数は1坪に切り上げます。

構造区分	1坪（3.3㎡）あたり単価（円）
木造	60万円
鉄筋	70万円

※構造区分「鉄筋」は、高層の鉄筋コンクリート造の建物等をいい、それ以外の建物は原則として「木造」とします。

●対象となる自然災害

「地震」、「噴火」、「津波」、「暴風雨」、「旋風」、「突風」、「台風」、「高潮」、「高波」、「洪水」、「なが雨」、「豪雨」、「雪崩」、「降雪」、「降雹」をいい、これらを原因とする火災、破裂、爆発等の損壊を含み、これらに伴う消防または避難に必要な処分を含みます。

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用）

★添付書類／罹災証明書（コピー可）

修理業者による見積書（コピー可）

損害箇所（修理前の状態）の写真（省略可）

※小規模な被災のため罹災証明書の取得が困難である場合は、修理業者による見積書と損害箇所（修理前の状態）の写真を提出ください。また可能な限り、修理見積書には会員の氏名・建物所在地・損害原因（台風・洪水・地震・津波等）の記載を依頼してください。

※会員の故意または重大な過失により支払事由が生じたとき等、保険金が支払われない場合があります。

傷病休業保険金

- 保険期間中の会員の傷病による休業を対象とします。

「傷病による休業」とは、業務上、業務外の別をとわず次のそれぞれの日数以上を連続して傷病により休業した状態をいいます。

ただし、休業となった最初の日が保険期間内にあることが必要です。

- ① 14日以上 30日未満の休業
- ② 30日以上 90日未満の休業
- ③ 90日以上120日未満の休業
- ④ 120日以上

- 「それぞれの日数以上を連続して休業」の連続日数の計算方法

- ① 同一傷病の日数計算

ア 連続休業の場合は、それぞれの休業（14日・30日・90日・120日以上）の休業日数とします。

イ 10日以内の出勤があり再休業した場合、全日数（出勤日数も）加算して休業日数とします。

ウ 10日を越え120日以内の出勤日数で、再休業した場合、休業日数のみを加算して休業日数とします。

エ 120日を越える出勤日数があり、再休業した場合、新たに休業日数を計算し、14日以上

の休業より給付します。※14日以上連続した休業となった場合支払われます。

- ② 同一傷病でないときの日数

ア 異なる傷病の場合は、出勤日数が1日であっても新たに起算します。

イ 現在の傷病の途中で他の傷病が発生した場合は、前の分は打ち切り新たに起算します。

ただし、新たに起算した結果、前後とも、休業日数不足により傷病見舞金の対象とならない場合は、前後の休業日数を通算することができます。

- ③ ①②いずれの場合も120日までの給付限度とします。

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用）

★添付書類／休業期間がわかる出勤簿またはタイムカードのコピー

※保険金は、次の場合には支払いません。

- 1) 会員の故意又は重大な過失により、傷害を被った、もしくは疾病に罹患し、休業した場合
- 2) 会員の犯罪行為により傷害を被った、もしくは疾病に罹患し、休業した場合



結婚祝金

- 保険期間中の会員の結婚を対象とします。

- 事由確定日は、婚姻日（役所に届けた日）とします。

- 結婚とは、会員本人を対象とした法律上の婚姻をいい、内縁関係は含みません。

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用または4名連記）

※備考欄に届出役所名を記入すること。



成人祝金

- 保険期間中に会員が満20歳を迎えた場合を対象とします。
- 事由確定日は、満20歳の誕生日とします。

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用または4名連記）



出生祝金

- 保険期間中に会員に子が生まれた場合を対象とします。
- 事由確定日は、子の出生日とします。
- 「出生」とは、会員と配偶者（内縁を含む）との間に生まれた子の出生をいいます。
- 子の出生一人につき「出生祝金の保険金額」とします。
多児出産の場合は1児につき1件として扱います。
- 会員の子が出生して14日以内に死亡した場合及び死産（妊娠7ヶ月以上経過）した場合は、「死亡弔慰金」のみ支払い、「出生祝金」は支払いません。

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用または4名連記）

※備考欄に病院名を記入すること。

就学祝金

- 保険期間中の会員の子の小学校又は中学校の入学を対象とします。
- 事由確定日は、子の入学する年の4月1日とします。
- 会員の「子」とは、会員の実子・養子・継子とします。
- 子の入学一人につき、入学祝金の保険金額とします。

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用または4名連記）

※備考欄に学校名を記入すること。



勤続祝金

- 保険期間中に会員が、従事する事務所又は事務所の従業員となってから、次の勤続期間を迎えた場合を対象とします。

- ①勤続10年 ②勤続15年 ③勤続20年 ④勤続25年
- ⑤勤続30年 ⑥勤続35年 ⑦勤続40年

- 保険事由の確定日は上記の勤続期間の応当日の前日とします。

例) 2000年4月1日就職の場合

2020年3月31日現在勤務 → 勤続20年

- 「勤続期間」とは、会員が同一事業を営んだまたは従事した期間をいいます。

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括用または4名連記）

在会祝金

- 保険期間中に会員が、互助会に加入してから次の在会期間を迎えた場合を対象とします。

- ①在会10年
- ②在会20年

- 事由確定日は上記の在会期間の応当日の前日とします。

例) 2000年4月1日入会し

2020年3月31日現在在会 → 在会20年

★申請書類／保険金請求書兼証明書（一括または4名連記）



保険金受取人

- 1 保険金受取人は、会員本人とします。
- 2 会員が死亡したときの保険金受取人は、つぎに掲げる者とします。
 - 1) 保険金を受け取る者の順位は、つぎの順序によります。②から⑤までについては、それぞれ当該各号中の順位によるものとします。
 - ① 会員の配偶者
 - ② 会員の死亡の当時、その収入により生計を維持していた会員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ③ 会員の死亡の当時、その収入により生計を維持していた会員の配偶者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ④ 上記②に該当しない会員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ⑤ 上記③に該当しない会員の配偶者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - 2) 上記②～⑤の場合において、同順位の保険金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めます。この場合において、その代表者は他の保険金受取人を代表するものとします。
 - 3) 1) における「会員の死亡の当時、その収入により生計を維持していた」とは、会員の収入により、日常の消費生活の全部又は一部を営んでおり、会員の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。

保険金 Q & A

会員本人の死亡・重度障害

- Q** 会員本人が亡くなりました。その兄弟が保険金請求していますが、死亡した会員には子どもが居ます。亡くなった会員と保険金受取人の関係を証明する書類は、保険金を受け取る権利のある全員の分を提出する必要がありますか？
- A** 保険金を受け取る権利のある全ての方の分が必要となります。
※保険金を受け取る権利がある者とは、一般社団法人全国勤労者福祉・共済振興協会策定の「自治体連携 慶弔共済保険 保険金支払の手引き」（以下「支払の手引き」という。）に記載のある者全てとなります。
- Q** 保険金を受け取る順位が同じである会員の子、父母など複数居る場合には、その中から代表者を定めることになっていますが、その場合の提出書類は何ですか？
- A** 同順位である保険金を受け取る権利のある全ての方から代表者となられる方への委任状です。一部の方からの委任状しか提出できない場合は、委任状が提出された割合分のみの支払いとなります。
※保険金を受け取る順位は、「支払の手引き」に記載の順となります。

傷病休業保険金

- Q** ある病気(A)により、15日間休業しました。その後、今度は違う病気(B)により、15日間休業しました。その後、また(A)の病気で15日間休業しました。この場合、休業期間を45日と通算することはできますか？
- A** (B)の病気で休業していた期間も(A)の病気が継続していたのであれば、同一傷病とみなし、全ての休業期間を通算し、45日となります。しかし、(B)の病気で休業していた期間は(A)の病気が治っていれば、別の傷病とみなし、通算することはできません。ただし、(A)の病気による1回目の休業、(B)の病気による休業、(A)の病気による2回目の休業ともそれぞれ休業期間が15日であるため、保険金の支払い対象にはなります。
- Q** 左眼の白内障で10日間休業しました。その後、一定期間出勤した後、今度は右眼の白内障で10日間休業しました。同一傷病としてみて支払い対象としても良いですか？
- A** 同一傷病であるか否かという判断の前に、休業期間がそれぞれ10日と、14日未満であるため、そもそも保険金の支払い対象とはならないうえ、通算することもできません。

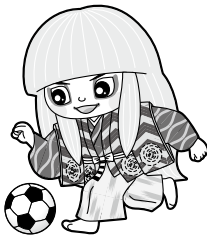
住宅災害保険金

- Q** 豪雨により、住宅に被害が生じたため、保険金の請求をしたいのですが、その時、居宅以外の倉庫や塀などの付属建物の被害も損害額に含めても良いのでしょうか？
- A** 住宅災害保険金の支払い対象は、会員が居住する建物のうち、実際に会員が居住している部分となり、居住している建物であっても、貸間、店舗及び作業場部分、付属建物は保険金の支払い対象外となりますので、損害額に含めることはできません。

慶弔見舞保障

- Q** 親の死亡弔慰金を請求したいのですが、養父母が実の祖父母であっても弔慰金の対象となりますか？
- A** 実の祖父母であっても、戸籍上養父母となっていれば、親の死亡弔慰金の対象となります。
- Q** この度、結婚したので、結婚祝金を請求したいのですが、その時、新姓、旧姓のどちらで行えば良いですか？
- A** 結婚祝金は新姓で請求してください。
- Q** 離婚して同居していませんが養育費を払っている子どもが居ます。この子の就学祝金を請求することはできますか？
- A** 会員が養育費を払っているのであれば、その子どもは就学祝金の対象となりますので、請求してください。

助成金給付



助 成 金 一 覧



別表(2)

●健康増進事業

助 成 金	自己負担額	給付金額	助成回数	必要書類	用紙	記入例
健 康 診 断	10,000 円以上	5,000円	年1回	①健康診断助成金申請書兼請求書 ②医療機関発行の <u>会員フルネーム</u> の領収証(コピー可)	P45	P62
	5,000～10,000 円未満	3,000円				
	3,000～5,000 円未満	2,000円				
インフルエンザ (満 65 歳 未 満)	2,000 円以上	1,000円	年1回	①その他助成金申請書兼請求書 ② <u>会員フルネーム</u> の領収証(コピー可)		P46

●余暇活動事業

助 成 金	自己負担額	給付金額	助成回数	必要書類	用紙	記入例
宿 泊	4,000 円以上	4,000円	年1回	①宿泊助成金申請書兼請求書 ②1人あたりの宿泊代金が判別できる <u>会員フルネーム</u> の領収証(コピー可)	P43 P44	P60 P61
ス ポ ー ツ 観 戦	2,000 円以上	1,000円	年1回	①その他助成金申請書兼請求書 ② <u>会員フルネーム</u> の領収証(コピー可)	P46	P63
音 楽 鑑 賞 等	2,000 円以上	1,000円	年1回	①その他助成金申請書兼請求書 ② <u>会員フルネーム</u> の領収証(コピー可)		
バ ス ツ ア ー	2,000 円以上	1,000円	年1回	①その他助成金申請書兼請求書 ② <u>会員フルネーム</u> の領収証(コピー可)		
ピ ア ガ ー デ ン (夏 季 の み)	2,000 円以上	1,000円	年1回	①その他助成金申請書兼請求書 ② <u>会員フルネーム</u> の領収証(コピー可)		

●体力増進事業

助 成 金	自己負担額	給付金額	助成回数	必要書類	用紙	記入例
体 力 づ く り (ボーリング・ ゴルフ・スキー等)	2,000 円以上	1,000円	年1回	①その他助成金申請書兼請求書 ② <u>会員フルネーム</u> の領収証(コピー可)	P46	P63

※助成金は全部で年間(4月～翌3月)6,000円までとします。

※助成金の請求期限は利用日から1年です。

健康増進事業

健康診断助成

会員本人が人間ドックなどの検診料を自ら負担して受診したとき、受診料の一部を助成します。

利用資格 会員のみ

給付金額

自己負担額	給付金額
10,000 円以上	5,000 円
5,000 円以上 10,000 円未満	3,000 円
3,000 円以上 5,000 円未満	2,000 円

助成回数 年度内 1 回（4 月～翌年 3 月の 1 年間）

請求期限 受診後 1 年

利用方法

受診後、健康診断助成金申請書兼請求書（様式第 6 号）に医療機関の発行する会員フルネームの領収書（コピー可）を添付して互助会へ申請してください。

- ※ 事業所が従業員に対して行わなければならない健康診断（労働安全衛生法）は対象外です。事業所が一部負担した場合は、その額を減額した額とします。
- ※ 保険証を使って保険診療をした場合は対象外です。
- ※ 脳ドックや婦人科検診等は、加算して計算します。

インフルエンザ助成

利用資格 会員のみ（満 65 歳未満）

給付金額 1,000 円

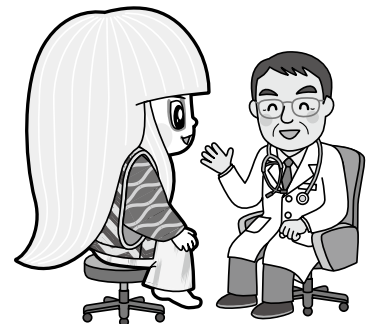
助成回数 年度内 1 回（4 月～翌 3 月の 1 年間）

請求期限 接種後 1 年

利用方法

インフルエンザ助成金申請書兼請求書（様式第 7 号）に医療機関の発行する会員フルネームの領収書（コピー可）を添付して互助会へ申請してください。

- ※ 助成金は負担金が 2,000 円以上とします。
- ※ 満 65 歳未満の会員が対象です。

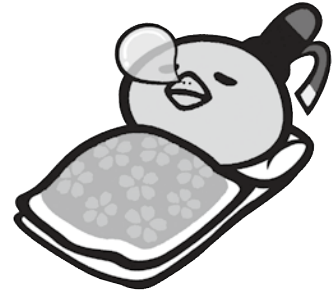


余暇活動事業

宿泊助成

会員が保養の目的で、国内外のホテル、旅館、ペンション、民宿等、宿泊サービスを提供する施設を利用する場合、宿泊費用の一部を助成します。

利用資格	会員のみ
給付金額	4,000 円
助成回数	年度内 1 回（4月～翌3月の1年間）
請求期限	宿泊日から 1 年



利用方法

宿泊施設利用後、「宿泊助成金申請書兼請求書」（様式第5号）に宿泊施設または旅行会社の発行する領収書（コピー可。宿泊及び一人当たりの宿泊代金が判別できるもの）を添付して互助会へ申請してください。会員の参加人数が2名以上の場合、「宿泊助成金申請に係る参加者（会員）名簿」（様式第5号別紙）も必要です。

- ※ 領収書は会員の 氏名（フルネーム） が記載してあるものに限りします。
- ※ 助成金は負担額が 4,000 円以上とします。
- ※ 1 部屋を多人数で使用した場合、一人当たりの宿泊費用が対象です。
- ※ 家族以外のグループ旅行などで、領収書に助成金を申請しようとする会員全員の氏名が記載されない時は、宿泊施設の宿泊証明書または旅行会社が発行する参加者名簿（コピー可）を添付してください。（様式第5号別紙も必要です。）
- ※ 事業所が旅行費用全額負担した場合は対象外です。
- ※ 旅行会社が発行する領収書には、摘要欄に「○/○～○/○（○泊○日）○名分○○ホテル宿泊代」等の記載があること。
- ※ キャンプ等の場合、一家族で 1 サイトを利用した場合会員 1 名分のみ助成します。（1 サイト 負担額 4,000 円以上とします）
- ※ 家族（同事業所内）での宿泊旅行の場合は、領収証を 1 枚にまとめて申請できます。この場合請求書は（様式第5号）の他に（様式第5号別紙）が必要です。



領収証のポイント!

- ★ フルネーム
- ★ ○泊○日
- ★ ○名分



スポーツ観戦助成

(プロ野球・プロサッカー・プロゴルフ・プロレス・大相撲 等)

利用資格 会員のみ

給付金額 1,000 円

助成回数 年度内 1 回 (4 月～翌 3 月の 1 年間)

請求期限 利用日から 1 年

利用方法

余暇活動助成金申請書兼請求書 (様式第 7 号) に 会員フルネーム の領収書 (コピー可) もしくはチケットの半券を添付して互助会へ申請してください。

ただし、利用日・金額が確認できるものに限りです。

※ 助成金は負担額が 2,000 円以上とします。

※ 宿泊助成と同時に申請はできません。



音楽鑑賞等助成

(プロコンサート・ミュージカル・舞台鑑賞・美術館 等)

利用資格 会員のみ

給付金額 1,000 円

助成回数 年度内 1 回 (4 月～翌 3 月の 1 年間)

請求期限 利用日から 1 年

利用方法

余暇活動助成金申請書兼請求書 (様式第 7 号) に 会員フルネーム の領収書 (コピー可) もしくはチケットの半券を添付して互助会へ申請してください。

ただし、利用日・金額が確認できるものに限りです。

※ 助成金は負担額が 2,000 円以上とします。

※ 宿泊助成と同時に申請はできません。



バスツアー助成

(旅行会社が企画する日帰り旅行)

利用資格	会員のみ
給付金額	1,000 円
助成回数	年度内 1 回 (4月～翌3月の1年間)
請求期限	利用日から 1 年

利用方法

余暇活動助成金申請書兼請求書(様式第7号)に会員フルネームの領収書(コピー可)を添付して互助会へ申請してください。ただし、利用日・金額が確認できるものに限りです。

- ※ 助成金は負担額が 2,000 円以上とします。
- ※ 宿泊助成と同時に申請はできません。



ビアガーデン助成

(ビアガーデン・ビアホール)

利用資格	会員のみ
給付金額	1,000 円
助成回数	年度内 1 回 (4月～翌3月の1年間)
請求期限	利用日から 1 年

利用方法

余暇活動助成金申請書兼請求書(様式第7号)に会員フルネームの領収書(コピー可)を添付して互助会へ申請してください。

- ※ 夏季のみ(ビアガーデン・ビアホールの開始時期～9月末まで)
- ※ 助成金は負担額が 2,000 円以上とします。
- ※ 宿泊助成と同時に申請はできません。
- ※ チケットの半券では申請できません。



体力増進事業

体力づくり助成

(ボウリング・ゴルフ・プール・ジム・バレーボール・スキー 等)

会員が健康及び活力維持増進のため、自ら費用を負担してスポーツに取り組んだとき、その費用の一部を助成します。

利用資格	会員のみ
給付金額	1,000 円
助成回数	年度内 1 回（4月～翌3月の1年間）
請求期限	利用日から 1 年

利用方法

体力づくり助成金申請書兼請求書（様式第7号）に会員フルネームの領収書（コピー可）を添付して互助会へ申請してください。

- ※ スキー等は、リフト券の半券を添付して申請してください。
ただし、利用日・金額が確認できるものに限りです。（冬季のみ）
- ※ 助成金は負担額が 2,000 円以上とします。
- ※ 宿泊助成と同時に申請はできません。



助成金 Q & A

健康診断助成金

- Q** 健康診断で負担額 2,000 円支払っています。後日、脳ドックで負担金 8,000 円を支払った場合、負担額を合算しての申請はできますか？
- A** 合算した負担額で申請できます。健康診断、脳ドックそれぞれ2枚の領収証(会員フルネーム)を添付してください。また、複数の健康診断の負担額が合算で、3,000 円を超える場合も同様に申請できます。

インフルエンザ助成金

- Q** 65 歳以上ですが、掛かり付けの病院が県外であるため、その病院でインフルエンザの予防接種を受けました。負担額は 2,000 円を超えているので、申請はできますか？
- A** 対象年齢は 65 歳未満であるため、65 歳以上は申請できません。

宿泊助成金

- Q** 宿泊旅行代金をインターネットで決済したため、領収書の提出ができません。どうすれば申請できますか？
- A** 申請する会員名義のカードの支払明細書等で、ホテル名と宿泊費用が確認できる書類と、助成の対象となる会員が、〇月〇日に宿泊したことが確認できる証明書を添付できるのであれば申請できます。
- Q** 事業所で、会員を募り、宿泊費用の一部を会員に負担してもらい、社員旅行に行きました。この場合、会員は申請できますか？
- A** 会員一人当たりの負担額が 4,000 円以上であれば申請できます。その場合、事業所の代表者がまとめて申請することができます。請求書(様式第5号)と(様式第5号別紙)の他に、会員個人の負担額が確認できる書類と、請求代表者の領収証、一人当たりの宿泊代金のわかる書類、参加者名簿を添付してください。
- Q** 宿泊したホテルではなく、ツアーを企画、申し込みを行った旅行会社の領収証しかありません。この場合、申請できますか？
- A** 領収証の摘要欄に「〇〇ツアー(〇泊〇日)〇名分」等の行き先と一人当たりの宿泊代が確認できる記載があるものに限り申請できます。この場合、ツアー行程表も添付してください。
- Q** キャンプに家族で行きました。会員が2名います。2名とも申請できますか？
- A** キャンプ等は一家族で1サイトを利用した場合は、会員1名のみ申請できます。ただし、グランピングなどで、会員一人当たりの負担額が 4,000 円以上になる場合であれば、2名とも申請できます。

学校法人 産業能率大学通信講座

資格取得、ビジネススキル、趣味・教養に関する講座を約 300 講座ご案内。

割引

一般受講料より、約 5,000 円割引（一部、割引金額の異なる講座もあります。）

割引の対象となる方

会員とその家族

お申込み方法

1. 事務局に講座の資料「通信講座ガイド」をご請求ください。
2. 「通信講座ガイド」に記載の申込方法（専用ホームページでのお申込、または郵便局でのお振込）でお申込みいただけます。
3. お申込み後、約 7 ～ 10 日で産業能率大学総合研究所から、直接教材が届きます。

※講座内容は産業能率大学ホームページでご確認ください。

<https://www.hj.sanno.ac.jp/route/index/z-251/>



NHK 学園

生涯学習通信講座、趣味・教養・語学・資格など全 200 コースをご案内。

割引

一般受講料より、2,000 円割引

割引の対象となる方

会員とその家族

お申込み方法

1. 事務局に講座の資料「生涯学習通信講座ガイド」と「全福センター会員専用受講申込書」をご請求ください。
「全福センター会員専用受講申込書」は全福センターのホームページからダウンロードもできます。
2. 「全福センター会員専用受講申込書」に必要事項ご記入の上、事務局へお出してください。
※会員から直接お申し込みはできませんので、必ず事務局へお出してください。
3. お申込み後、NHK 学園から直接教材が届きます。



資料請求・問い合わせ先

「NHK学園 団体受講係」

電話 042-572-3151 (代) / FAX 042-573-5372

※平日 9:30～12:00 / 13:00～17:30

※必ず「全福センター会員」とお申し出ください。

※講座内容は、NHK学園のホームページでご確認ください。

<https://www.n-gaku.jp/life/>

ユーキャン

資格・趣味・スキル・特技の142講座ご案内

割引

通常受講料「一括払いの15%支援価格」で提供

割引の対象となる方

会員と二親等以内の家族

お申込み方法

1. 全福センターのホームページ内にあるユーキャン掲載ページの下部「お申込みはこちらから」のリンクページからお申込ください。
2. 受講料の支払は、受講生が申込み後速やかにコンビニエンスストア、郵便局、銀行等でお振込みください（クレジット不可）。
3. 入金確認後、(株)ユーキャンから直接教材が届きます。

※講座の内容はユーキャンのホームページでご確認ください。

<https://www.u-can.co.jp/>



生活安定事業

生活資金融資の斡旋

勤労者を対象に、生活資金として中国労働金庫の融資の斡旋(自治体提携ローン)を行っています。

融資対象者

従業員(社員等)に限定し、次の条件を満たす人

- 1 現在の事業所に1年以上勤務している。
- 2 最終返済年齢が71歳未満(無担保)、76歳未満(有担保)ただし、団体信用生命保険を付保する場合は71歳未満
- 3 前年度収入が150万円以上
- 4 保証機関から保証が受けられる。
- 5 居住年数1年以上

融資の種類等

	制 度 名	融資限度額	金 利	返済期間	備 考
無担保	自治体提携ローン	100万円～150万円	1.65%	39回～72回	お住まいの市町村により異なります
	カーライフローン	500万円	1.9%～3.1%	10年以内	取引により金利優遇あり
	教育ローン	1,000万円	1.9%～3.1%	15年以内	
	無担保住宅ローン	1,000万円	1.6%～2.8%	20年以内	
有担保住宅ローン	変動金利	5,000万円	2.475%	35年以内	取引により金利優遇あり
	固定金利選択型(3年もの)	5,000万円	0.95%～2.7%	35年以内	
	固定金利選択型(5年もの)	5,000万円	1.45%～2.75%	35年以内	
	固定金利選択型(10年もの)	5,000万円	1.5%～3.3%	35年以内	

※ 金利は平成26年10月1日現在ですが、金利情勢により変動があるので、その都度各支店にお問い合わせください。

● 保証について

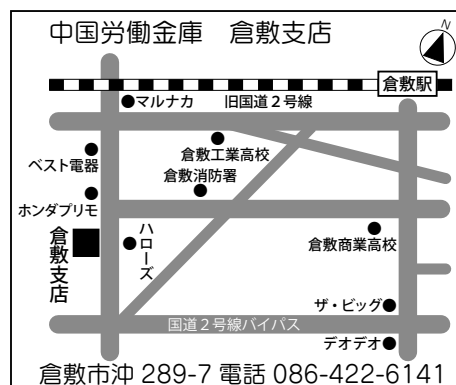
無担保ローンについては社団法人日本労働者信用基金協会、またはオリエントコーポレーションの保証とし、保証料が必要です。

有担保住宅ローンについては社団法人日本労働者信用基金協会の保証とし、保証料はろうきんが負担します。

● 融資の限度額について

ローンの組み合わせによる融資限度額は、次のとおりです。

- 1 無担保融資 1,000万円以内(生活資金及び教育資金)
- 2 有担保融資 5,000万円以内(住宅貸付)



特約店・割引施設

特約店

会員証を提示すると割引または各種サービスが受けられます。



	事業所名	割引・サービス
1	(有) いばら印刷	会員のみ 名刺印刷・年賀状印刷5%割引
2	サンショップ〜川田金物(有)〜	会員のみ お買上げ金額 5%割引(特価品を除く)
3	写真山中	会員のみ 証明写真・記念写真 5%割引
4	(有) 登奈利・mon-chou	会員のみ 5%割引
5	パン工房 ひこうき	会員のみ お買上げ金額 5%割引
6	香月堂(有)	会員のみ お買上げいただいた方 田中せんべいプレゼント
7	カフェレストラン くらら	会員のみ ドレッシング 通常700円を500円
8	喫茶 一番星	会員と同伴者 5%割引
9	ピアハウス シュール	会員と同伴者2名まで 5%割引
10	(有) 古月堂	会員のみ お買上げ金額 5%割引
11	夢味庵	会員と同伴者 合計5%割引
12	すど農園	会員とその同居家族 いちご狩り 練乳サービス(通常50円/1個無料) ※開園時間/1月10日〜5月下旬(団体のみ要予約)
13	リサイクルショップ さのう	会員のみ お買上げ金額 5%割引
14	徳山牧場 アイス工房	会員のみ シングルの値段でダブルをサービス
15	かわかみ化粧品店	会員のみ マユスタイリング(10分) サービス
16	日の丸旅行(有)	会員のみ ピーチツアーのみ300円割引

割引施設

会員証を提示すると割引が受けられます。



	事業所名	割引・サービス
1	美星天文台	会員のみ 入館料 10%割引
2	中世夢が原	会員とその家族4名 入園料10%割引
3	水車の里 フルーツピア	会員と同伴者3名 ぶどう狩り・なし狩り・いも掘り 入園料10%割引(要予約)
4	キャッスルボウル福山	会員のみ 平日・土曜日18時まで400円(一般料金450円) 土曜日18時以降・日曜日・祝日450円 (一般料金500円) ※特別興業期間(盆・正月)を除く
5	福山 パーク・レーン	会員のみ 平日(月〜金)410円(一般料金460円) 土曜日・日曜日・祝日460円(一般料金510円) ※特別興行期間(盆・正月)を除く
6	三井アウトレット パーク 倉敷	会員のみ 「アウトレットスペシャルクーポン」プレゼント (※1F 総合案内所にて会員証提示)

井原地域勤労者互助会規約

(目的)

第1条 本会は、井原地域内の事業所の従業員及び事業主の福祉の増進を図るとともに、事業所・商店等の振興発展に寄与することを目的とする。

(地域の範囲)

第2条 井原地域の範囲は、井原市及び矢掛町とする。

(名称及び所在地)

第3条 本会は、井原地域勤労者互助会と称し、事務所を井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互による共済事業
- (2) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員となることができる者は、井原地域内に事務所を有する事業所・商店等に勤務する勤労者及びその事業主とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 期間を定めて雇用されている者
- (2) 試用期間中の者

(入会金)

第6条 本会に加入しようとする者は、所定の入会届を提出し、1人100円の入会金を納入しなければならない。

2 入会金は、返還しないものとする。

(会費)

第7条 会費は1人月額500円とし、毎月末までに所定の方法により納入しなければならない。

2 前項の会費の納入は、1ヶ月払い及び6ヶ月払い、1年払いで前納することができる。

3 会費は、返還しないものとする。ただし、前納者の退会によるときは月割で返還する。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員たる資格を喪失する。

- (1) 第5条に規約する会員資格を失ったとき。
- (2) 会費を納入期日までに納入しなかったとき。ただし、会長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(退会)

第9条 本会を脱退しようとする者は、所定の会員名簿（新規・異動）を提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の決定により除名することができる。

- (1) 会の事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) 虚偽の申請をしたとき。
- (3) 会の規約に違反し、又は信用を失わしめるような行為をしたとき。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員の選任)

第12条 役員は、次の方法により選任する。

- 2 会長は、井原市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、理事の中から互選により選出する。
- 4 理事は、次の各号において選出された者とする。
 - (1) 評議員会において事業主の中から選出された者。
 - (2) 評議員会において従業員の中から選出された者。
 - (3) 井原商工会議所専務及び井原市未来創造部長の職にある者。
 - (4) 井原地区労働者福祉協議会の代表者2名
- 5 監事は、評議員会において事業主及び従業員の中から各1名を選出する。

(役員の任務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、会の事務及び会計を監査する。

(任期)

第14条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(議決機関)

第15条 本会に次の議決機関を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会

(評議員会)

第16条 評議員会は評議員をもって構成し、評議員は会員が10名以上の事業所の中から1名、事業主または事業主が推薦する者をあてる。

- 2 評議員会は、毎年1回以上会長が招集する。
- 3 評議員会は、評議員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 評議員会の議長は、その都度評議員の互選によって選出する。

(評議員会の議決事項)

第17条 評議員会は、理事会で決定された事項を議決する。

(理事会)

第18条 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第19条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定、改廃に関する事項
- (2) 事業計画の決定に関する事項
- (3) 予算の決定、決算の認定に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(書面表決及び委任)

第20条 やむを得ない事由により、評議員会若しくは理事会に出席できない評議員若しくは理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の評議員若しくは理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第16条第3項及び第18条第3項の規定については、出席したものとみなす。

2 緊急の必要がある場合又は軽易な事項については、会長は書面による表決を求めて理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第21条 評議員会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した評議員及び理事の氏名（書面による表決者及び表決を委任した者を含む）
- (3) 議決事項
- (4) 会議の内容

2 議事録には、出席者の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

(保険金)

第22条 会員に次の各号に掲げる共済事由が生じたときは、所定の手続きを経て別に定める保険金を給付する。

- (1) 会員の死亡、障害、傷病及び結婚、成人、勤続、在会
- (2) 住宅の災害
- (3) 子の死亡、出生及び就学
- (4) 親族の死亡

(助成)

第23条 会員に次の各号に掲げる事業で助成事由が生じたときは、所定の手続きを経て別に定める助成金の給付又は割引を行う。

- (1) 健康増進事業
- (2) 余暇活動事業
- (3) 体力増進事業
- (4) 自己啓発事業

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(経費)

第25条 本会の経費は、入会金、会費、その他の収入をもって充てる。

(職員)

第26条 本会に事務局を置き、事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、会長の指示を受け会務に掌理する。

3 職員は会長が任免する。

(委任)

第27条 この規約の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この規約は、公布の日から施行し、昭和62年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 第14条本文の規定にかかわらず、初期の役員の任期は、就任の日から昭和64年3月31日までとする。

3 第19条第3号中、予算決定について、当分の間給付事由に係る補正予算措置は、会長において専決することができるものとする。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

井原地域勤労者互助会保険金・助成金給付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、井原地域勤労者互助会の相互扶助と連帯を深めるため、井原地域勤労者互助会規約第22条・第23条の規約に基づき、保険金・助成金の給付について定めることを目的とする。

（保険金・助成金）

第2条 保険金・助成金の範囲は別表（1）のとおりとし、会員にその共済事由が発生したとき保険金・助成金を給付する。

（給付）

第3条 会員に共済事由が発生したときは、所定の様式により保険金請求書兼証明書を添えて事務局に速やかに提出し、保険金を受領するものとする。助成金においても同様である。

（保険金給付と給付条件）

第4条 保険金給付は、井原地域勤労者互助会が一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17 略称：全労済協会）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約して実施する。

2 井原地域勤労者互助会及び会員は前項の保険契約の被保険者となり、保険金支払の各条件は当該保険契約の普通保険約款の規定による。

（効力）

第5条 保険給付に関する効力は、毎月月末までに会費を納入した者については、翌月1日の午前0時から発生する。

（虚無の申請）

第6条 会員が虚無の申請により、保険金の支給を受けたことが明らかになったときは、会長は保険金を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、昭和62年10月1日から適用する。

附 則

この改正条項は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この改正条項は、平成2年12月1日から適用する。ただし、子の就学祝金の改正については、平成3年4月1日に中学校へ入学する子から適用する。

附 則

この改正条項は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この改正条項は、平成12年6月1日から適用する。

附 則

この改正条項は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

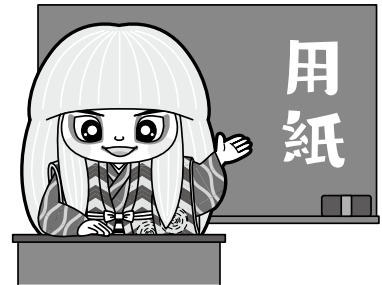
この改正条項は、令和元年6月1日から適用する。

附 則

この改正条項は、令和元年10月1日から適用する。

各種申請書

1. 井原地域勤労者互助会入会申込書兼会員台帳
2. 【様式第1号】口座振替制度申込書及び預金口座振替依頼書
3. 【様式第2号】会員〔被共済者〕名簿
4. 【様式第3号】事業所変更届
5. 【様式第4号】会員〔被共済者〕氏名等変更訂正
6. 保険金請求書兼証明書（一括用） ※1
7. 保険金請求書兼証明書（4名連記）
8. 【様式第5号】宿泊助成金申請書兼請求書 ※2
9. 【様式第5号別紙】宿泊助成金申請に係る参加者名簿
10. 【様式第6号】健康診断助成金申請書兼請求書
11. 【様式第7号】その他助成金申請書兼請求書
12. 【様式第8号】会員証再交付申請書
13. 【様式第9号】会員証紛失届
14. 【様式第10号】ツアー等申込書



- 1. 「井原地域勤労者互助会入会申込書兼会員台帳」は事務局に用紙があります。
- 各種用紙は、ホームページからも印刷できます。

※1 以前は「傷病休業保険金請求書」、「本人死亡・後遺障害保険金請求書」、「住宅災害保険金請求書」と請求する保険金により、様式が異なっておりましたが、6.「保険金請求書兼証明書（一括用）」に統一されることとなりました。

但し、先述の「傷病休業保険金」、「本人死亡・後遺障害保険金」、「住宅災害保険金」以外の保険金や各種祝金の請求には従来の7.「保険金請求書兼証明書（4名連記）」も使えることとしておりますので、事業所でまとめて、就学祝金や勤続祝金を請求する際には、こちらをご使用ください。

※2 以前は「宿泊旅行助成申請書兼請求書」と「福利厚生事業実績報告書」の2部での提出が必要でしたが、8.「宿泊助成金申請書兼請求書」のみの提出となりました。

会員の参加人数が2名以上の場合のみ、8.「宿泊助成金申請書兼請求書」の他に9.「宿泊助成金申請に係る参加者名簿」が必要です。

<互助会事務局提出用>

井原地域勤労者互助会入会申込書
兼 会 員 台 帳

事業所番号			
会 員 番 号			

井原地域勤労者互助会会長 殿



令和 年 月 日
退会日
令和 年 月 日

私は井原地域勤労者互助会に入会したいので申し込みます。

フリガナ 氏 名			生 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日	性別	男・女
住 所	〒				電 話	()	
現在の職場へ正規の従業員として就職した年月日			昭和 平成 令和 年 月 日				
家 族 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	同居 別居	の別	備 考	
			大昭和 平成 令	・	・	同・別	
			大昭和 平成 令	・	・	同・別	
			大昭和 平成 令	・	・	同・別	
			大昭和 平成 令	・	・	同・別	
			大昭和 平成 令	・	・	同・別	
			大昭和 平成 令	・	・	同・別	
			大昭和 平成 令	・	・	同・別	

上記の告知事項に相違ないことを証明します。

事 業 所 名	
事 業 所 代 表 者 氏 名	Ⓜ
事業所所在地	

※事務局に用紙があります。

様式第1号

きりとり線

互助会用

口座振替制度申込書

井原地域勤労者互助会会長 殿

令和 年 月 日

事業所番号

(申請者)

所在地又は住所

事業所名

代表者名又は氏名

連絡先TEL FAX

金融機関名

預金口座名義人住所フリガナ氏名

口座番号

当座普通

支店支所

金融機関名

開始年月日

勤労者互助会整理・記入印

確認

私が支払うべき会費を、井原地域勤労者互助会規定の振替制度により、支払いたいで申し込みます。

金融機関用

様式第1号

預金口座振替依頼書

令和 年 月 日

(金融機関名)

御中

支店支所

(依頼人)

(口座振替名義人)

住所フリガナ

氏名

井原地域勤労者互助会へ納入する会費を、預金口座振替で支払うことにしたいので、下記により依頼します。

記

1. 井原地域勤労者互助会より、私が支払うべき会費等の請求が貴行、貴組合に送付された場合は、私に何らかの通知をしないで、私名義の預金口座から前記請求金額を払い出し、井原地域勤労者互助会の口座に振り込んでください。

2. 前項の手続きに伴い当座勘定規定、普通預金規定その他諸約定に基づき、私がなすべき当座小切手の振り出し、普通預金払戻請求書の発行等の諸手続きは行わず、貴行、貴組合において適宜払い出してください。

3. この取扱いについて、当該請求書の金額その他事項の相違、その他如何なる事情により、紛議が生じても、貴行、貴組合に対し、損害・迷惑をかけません。

預金口座

種別

口座番号

預金者名義

取引印

当座

普通

検印

照合

受付

通帳印

きりとり線

様式第1号

金融機関用

預金口座振替依頼書

令和 年 月 日

(金融機関名)

御中

支店支所

(依頼人)

(口座振替名義人)

住所フリガナ

氏名

井原地域勤労者互助会へ納入する会費を、預金口座振替で支払うことにしたいので、下記により依頼します。

記

1. 井原地域勤労者互助会より、私が支払うべき会費等の請求が貴行、貴組合に送付された場合は、私に何らかの通知をしないで、私名義の預金口座から前記請求金額を払い出し、井原地域勤労者互助会の口座に振り込んでください。

2. 前項の手続きに伴い当座勘定規定、普通預金規定その他諸約定に基づき、私がなすべき当座小切手の振り出し、普通預金払戻請求書の発行等の諸手続きは行わず、貴行、貴組合において適宜払い出してください。

3. この取扱いについて、当該請求書の金額その他事項の相違、その他如何なる事情により、紛議が生じても、貴行、貴組合に対し、損害・迷惑をかけません。

預金口座

種別

口座番号

預金者名義

取引印

当座

普通

検印

照合

受付

通帳印

きりとり線

※A3サイズに複写してお使いください

【井原地域勤労者互助会】

【井原地域勤労者互助会】

- 37 -

慶弔（自治体連携用）共済 会員〔被共済者〕名簿（新規・異動 月分）

届出日
20 年 月 日

井原地域勤労者互助会 御中

サービスセンター等名		
井原地域勤労者互助会		
事業所名	代表者名	事業所番号
	㊤	

慶弔（自治体連携用）保険の業務方法書・同細則に定められた契約上の内容を
了承し、会員（被共済者）の同意の上、保険契約を申し込みます。
また、本契約に関する個人情報、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払
いなどの判断に関する業務の目的のために利用されることに同意します。

当月合計報告数	1. 加入	名	2. 脱退	名
---------	-------	---	-------	---

会員番号	区分	会員〔被共済者名〕	性別	生年月日	就職年月	加入年月	備考
1	1. 加入	フリガナ	1. 男性	昭・平・令・西暦 年 月 日	西暦 年 月	西暦 年 月	
	2. 脱退		2. 女性				
2	1. 加入	フリガナ	1. 男性	昭・平・令・西暦 年 月 日	西暦 年 月	西暦 年 月	
	2. 脱退		2. 女性				
3	1. 加入	フリガナ	1. 男性	昭・平・令・西暦 年 月 日	西暦 年 月	西暦 年 月	
	2. 脱退		2. 女性				
4	1. 加入	フリガナ	1. 男性	昭・平・令・西暦 年 月 日	西暦 年 月	西暦 年 月	
	2. 脱退		2. 女性				
5	1. 加入	フリガナ	1. 男性	昭・平・令・西暦 年 月 日	西暦 年 月	西暦 年 月	
	2. 脱退		2. 女性				
6	1. 加入	フリガナ	1. 男性	昭・平・令・西暦 年 月 日	西暦 年 月	西暦 年 月	
	2. 脱退		2. 女性				
7	1. 加入	フリガナ	1. 男性	昭・平・令・西暦 年 月 日	西暦 年 月	西暦 年 月	
	2. 脱退		2. 女性				

※複写してお使いください。（1枚提出してください。）

【井原地域勤労者互助会】

事業所変更届

令和 年 月 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

受 付 印		事業所番号			
		事業所名			
		代表者名	印		

下記の事項に変更がありましたので、お届けします。

記

変 更 事 項 該当する項目に○印をしてください。	変 更 前	変 更 後
1. 事業所名		
2. 所在地		
3. 代表者名		
4. 電話番号・FAX 番号		

【井原地域勤労者互助会】

※複写してお使いください。

慶弔（自治体連携用）共済 会員〔被共済者〕氏名等変更訂正届

届出日

20 年 月 日

井原地域勤労者互助会 御中

本契約に関する個人情報、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの判断に関する業務の目的のために利用されることに同意します。

慶弔

事業所名	代表者名	事業所番号
	印	

変更訂正内容			
会員番号	会員名（フリガナ）	生年月日	変更訂正理由
1		昭・平・令・西暦 年 月 日	
2		昭・平・令・西暦 年 月 日	
3		昭・平・令・西暦 年 月 日	
4		昭・平・令・西暦 年 月 日	
5		昭・平・令・西暦 年 月 日	
6		昭・平・令・西暦 年 月 日	
7		昭・平・令・西暦 年 月 日	
※登録時の間違いや、結婚等で氏名変更があったとき提出します。			

※複写してお使いください。（1枚提出してください。）

【井原地域勤労者互助会】

<保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて>

全労済協会は、保険金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払いなどを含む保険契約の判断に関する業務や、全労済協会の事業、各種保険商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) 御中

全労済協会の自治体提携慶弔共済保険普通保険約款・特約に基づき、必要書類を添え、以下の内容にて、保険金を請求します。
本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの判断に関する業務目的のために利用されることに同意します。

請求日

20 年 月 日

保険契約者(サービスセンター・共済会・互助会等)

団体名

井原地域勤労者互助会

代表者名

事業所名 ※記入・押印省略可

(被保険者)	フリガナ	生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日生
	氏名		
現住所	〒 ー フリガナ Tel () -		
事業所番号		会員番号	
		サービスセンター等加入日	年 月 日

保険金受取人	フリガナ	会員との続柄	
	氏名	1. 本人 2. 配偶者 3. その他 ()	
	現住所	〒 ー フリガナ Tel () -	

該当する項目すべてに○をつけてください。

【会員本人の死亡・重度障害・後遺障害】

死亡日・症状固定日	不慮の事故・交通事故の事故日	保険始期時点の満年齢※	※保険始期時点の満年齢とは、保険期間の初日(新規契約の初日または更新契約の初日)時点の満年齢であり、死亡日時点の満年齢ではありません。 (例)保険期間2019年4月1日～2020年3月31日、死亡日 2019年10月10日、誕生日 1954年(S29年)7月1日の場合、「保険始期時点の満年齢」は満64歳です。	
年 月 日	年 月 日	満 歳		
請求事由	100・110 会員死亡(65歳未満の方)	円	120 不慮の事故による死亡	円
	101・111 会員死亡(65歳以上の方)	円	130 交通事故による死亡	円
	140・150 増加死亡(65歳以上71歳未満の方)	円	不慮の事故による重度・後遺障害(級)	円
	200・210 重度障害(65歳未満の方)	円	交通事故による重度・後遺障害(級)	円
	201・211 重度障害(65歳以上の方)	円		
	260・270 増加重度障害(65歳以上71歳未満の方)	円		
			保険金	円

【住宅災害】

罹災日	20 年 月 日	物件住所 ※現住所と異なる場合記入				
1. 火災等による住宅災害(300 301 302 303)		2. 自然災害による住宅災害(310 311 312 313)		建物の延床面積	店舗併用住宅部分	坪・㎡
火災 落雷 水漏れ 破裂・爆発		台風()号 地震 水災(豪雨・洪水等) 雪害				
その他()		床上浸水 その他()				
全労済処理欄	損害額	円	損害の程度	支払割合	保険金	円
	(1坪あたりの単価)	延床面積	×	⇒		
	木造 60万円	×	%	%		
	鉄筋 70万円	坪				

【傷病休業】

傷病名	休業期間		左記休業期間におけるご請求(受取)済み期間	
	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日		1. なし 2. 一部請求(受取)済 20 年 月 日 分まで	
請求事由	280 14日以上 30日未満	円	保険金合計	
	281 30日以上 90日未満	円		
	283 90日以上120日未満	円		
	284 120日以上	円		

【慶弔見舞金】

家族死亡	勤続	成人	事由確定(発生)日	
400 配偶者 401 子 402 親	480 10年 481 15年 482 20年 483 25年	430 成人	20 年 月 日	
死亡者氏名	484 30年 485 35年 486 40年	年 月 日生		
	年 月 日就職	在会		
結婚祝	410	451 10年 453 20年	保 險 金	
配偶者氏名・生年月日	婚姻日	年 月 入会		
子の出生	420	子の入学		円
子の氏名・生年月日	備考(病院・届出役所・学校名等をご記入ください。)			
年 月 日生				

※複写してお使いください。(1枚提出してください。)

自治体提携慶弔共済保険 保険金請求書 兼 証明書

＜保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて＞

全労済協会は、保険金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払いなどを含む保険契約の判断に関する業務や、全労済協会の事業、各種保険商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) 御中

全労済協会の自治体提携慶弔共済保険普通保険約款・特約に基づき、保険金の支払事由に該当することを確認し、以下の内容にて保険金を請求します。

本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの判断に関する業務目的のために利用されることに同意します。

請求日
20 年 月 日

保険契約者(サービスセンター・共済会・互助会等)		事業所名 ※記入・押印省略可	
団体名	井原地域勤労者互助会		
代表者名			

該当項目を○で囲み、必要事項をご記入ください。

事業所番号	家族死亡		勤続				成人
会員番号	400 配偶者 401 子 402 親		480 10年 481 15年 482 20年 483 25年 484 30年 485 35年 486 40年				430 成人
会員名(フリガナ)	死亡者氏名		年 月 日就職				年 月 日生
	結婚祝		410				
事由確定(発生)日	配偶者氏名・生年月日		婚姻日				在会
20 年 月 日	年 月 日生		年 月 日				451 10年 453 20年
保険金	子の出生	420	子の入学	421 小学校 422 中学校			年 月 入会
円	子の氏名・生年月日		備考(病院・届出役所・学校名等をご記入ください。)				
	年 月 日生						

事業所番号	家族死亡		勤続				成人
会員番号	400 配偶者 401 子 402 親		480 10年 481 15年 482 20年 483 25年 484 30年 485 35年 486 40年				430 成人
会員名(フリガナ)	死亡者氏名		年 月 日就職				年 月 日生
	結婚祝		410				
事由確定(発生)日	配偶者氏名・生年月日		婚姻日				在会
20 年 月 日	年 月 日生		年 月 日				451 10年 453 20年
保険金	子の出生	420	子の入学	421 小学校 422 中学校			年 月 入会
円	子の氏名・生年月日		備考(病院・届出役所・学校名等をご記入ください。)				
	年 月 日生						

事業所番号	家族死亡		勤続				成人
会員番号	400 配偶者 401 子 402 親		480 10年 481 15年 482 20年 483 25年 484 30年 485 35年 486 40年				430 成人
会員名(フリガナ)	死亡者氏名		年 月 日就職				年 月 日生
	結婚祝		410				
事由確定(発生)日	配偶者氏名・生年月日		婚姻日				在会
20 年 月 日	年 月 日生		年 月 日				451 10年 453 20年
保険金	子の出生	420	子の入学	421 小学校 422 中学校			年 月 入会
円	子の氏名・生年月日		備考(病院・届出役所・学校名等をご記入ください。)				
	年 月 日生						

事業所番号	家族死亡		勤続				成人
会員番号	400 配偶者 401 子 402 親		480 10年 481 15年 482 20年 483 25年 484 30年 485 35年 486 40年				430 成人
会員名(フリガナ)	死亡者氏名		年 月 日就職				年 月 日生
	結婚祝		410				
事由確定(発生)日	配偶者氏名・生年月日		婚姻日				在会
20 年 月 日	年 月 日生		年 月 日				451 10年 453 20年
保険金	子の出生	420	子の入学	421 小学校 422 中学校			年 月 入会
円	子の氏名・生年月日		備考(病院・届出役所・学校名等をご記入ください。)				
	年 月 日生						

※複写してお使いください。(1枚提出してください。)

CH02(2019.7 井原地域勤労者互助会)TH

様式第5号

事業所 番 号							
会 員 番 号							

決 裁 欄				
会 長	副 会 長	事務局長	次 長	係

月 日支払済

下記のとおり申請、請求があったので、給付してよろしいか。

宿泊助成金申請書兼請求書

令和 年 月 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

受 付 印		事業所所在地	
		事業所名	
		代表者名	㊟
		申請者名	㊟

※ 事業所全体で実施した場合は代表者印のみで可。個人、家族、グループで実施した場合は申請者印も押印のこと。

下記のとおり実施したので、必要書類を添えて申請・請求します。

記

1. 請求金額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金 額							

2. 事業の概要

1. 事業所名	個人 ・ 家族 ・ グループ 旅行 ※該当する項目に〇印をしてください。
2. 実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
3. 行先及び 宿泊施設名	(行先) (宿泊施設)
4. 参加人員数	名 (うち会員 名)

※ 複数名の会員が参加し、複数名分を併せて申請する際は、
様式第5号別紙『参加者(会員)名簿』の添付が必要です。

【井原地域勤労者互助会】

※複写してお使いください。

宿泊助成金申請に係る参加者(会員)名簿

令和 年 月 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

令和 年 月 日付けの宿泊助成金申請に係る参加者(会員)は下記のとおりです。

会 員 番 号	参 加 会 員 氏 名	助 成 金 額
		円
	名	円

※ 会員一人での申請の場合、本紙は不用です。

助成金額は1人当たり4,000円ですが、会員一人当たりの年間の助成上限額(6,000円)に達する場合は減額となります。

【井原地域勤労者互助会】

※複写してお使いください。

様式第6号

事業所 番 号			
------------	--	--	--

決 裁 欄				
会 長	副 会 長	事務局長	次 長	係

月 日 支払済

下記のとおり申請、請求があったので、給付してよろしいか。

健康診断助成金申請書兼請求書

令和 年 月 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

受 付 印		事業所所在地	
		事業所名	
		代表者名	印

下記のとおり受診したので、必要書類を添えて申請・請求します。

記

1. 請求金額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金 額							

2. 受診の状況

会 員 番 号	会 員 氏 名	受 診 日	医 療 機 関	助 成 金 額
		月 日		円
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		

※ 添付書類として、会員フルネームが記載された医療機関発行の
領収書（写しで可）が必要です。

【井原地域勤労者互助会】

※複写してお使いください。

様式第7号

事業所 番 号			
------------	--	--	--

決 裁 欄				
会 長	副 会 長	事務局長	次 長	係

月 日 支払済

下記のとおり申請、請求があったので、給付してよろしいか。

【 余暇活動 ・ 体力づくり ・ インフルエンザ 】

※該当する項目に○印をしてください。

助成金申請書兼請求書

令和 年 月 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

受 付 印	事業所所在地	
	事業所名	
	代表者名	印

下記のとおり利用したので、必要書類を添えて申請・請求します。

記

1. 請求金額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金 額							

2. 利用の状況

会 員 番 号	会 員 氏 名	利 用 日	利 用 機 関	助 成 金 額
		月 日		円
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		

※ 添付書類として、会員フルネームが記載された利用機関発行の
領収書（写しで可）が必要です。

【井原地域勤労者互助会】

※複写してお使いください。

会員証再交付申請書

令和 年 月 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

受付印		事業所番号			
		事業所所在地			
		事業所名			
		代表者名	㊞		
		連絡先	☎ () —		

下記の者が会員証を（汚損・紛失）したので、再交付を申請します。

記

会員番号									
フリガナ 会員氏名									
汚損した会員証を貼ってください。									

【井原地域勤労者互助会】

※複写してお使いください。

会 員 証 紛 失 届

令和 年 月 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

受 付 印		事業所番号			
		事業所所在地			
		事業所名			
		代表者名	㊞		
		連絡先	☎ () —		

退会のため「会員登録名簿（新規）（異動）」を提出するにあたり、下記の者は会員証を紛失したため、その返却ができないので、届け出ます。

記

会 員 番 号	会 員 氏 名	備 考

【井原地域勤労者互助会】

※複写してお使いください。

ツアー・イベント・教室・研修会・チケット

※該当する項目に○印をしてください。

申 込 書

令和 年 月 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

ツアー・イベント・教室 ・研修会・チケット名					日程	月 日
受 付 印		事業所番号				
		事業所名				
		連絡先	☎ () —			

上記に記載した事項について、下記のとおり申込みます。

記

会 員 番 号	氏 名	年齢	続 柄	備 考
			本人・家族	
			本人・家族	
			本人・家族	
			本人・家族	
			本人・家族	
			本人・家族	
			本人・家族	

※ 本書は、持参できない場合、FAX (0866-62-8853)
又は郵送での提出も可。

【井原地域勤労者互助会】

※複写してお使いください。

記入例

1. 井原地域勤労者互助会入会申込書兼会員台帳
2. 【様式第1号】口座振替制度申込書及び預金口座振替依頼書
3. 【様式第2号】会員〔被共済者〕名簿
4. 【様式第3号】事業所変更届
5. 【様式第4号】会員〔被共済者〕氏名等変更訂正
6. 保険金請求書兼証明書（一括用）
7. 保険金請求書兼証明書（4名連記）
8. 【様式第5号】宿泊助成金申請書兼請求書
9. 【様式第5号別紙】宿泊助成金申請に係る参加者名簿
10. 【様式第6号】健康診断助成金申請書兼請求書
11. 【様式第7号】その他助成金申請書兼請求書
12. 【様式第8号】会員証再交付申請書
13. 【様式第9号】会員証紛失届
14. 【様式第10号】ツアー等申込書



※ 以前は「傷病休業保険金請求書」、「本人死亡・後遺障害保険金請求書」、「住宅災害保険金請求書」と請求する保険金により、様式が異なっておりましたが、6.「保険金請求書兼証明書（一括用）」に統一されることとなりました。

但し、先述の「傷病休業保険金」、「本人死亡・後遺障害保険金」、「住宅災害保険金」以外の保険金や各種祝金の請求には従来の7. 保険金請求書兼証明書（4名連記）も使えることとしておりますので、事業所でまとめて、就学祝金や勤続祝金を請求する際には、こちらをご使用ください。

<互助会事務局提出用>

井原地域勤労者互助会入会申込書
兼 会 員 台 帳

事業所番号			
会員番号			

井原地域勤労者互助会会長 殿

受付印

令和 年 月 日

退会日

令和 年 月 日

私は井原地域勤労者互助会に入会したいので申し込みます。

フリガナ	イ バラ トモ コ	生 年 月 日	昭 平 令	54 年 3 月 22 日生	性別	男・女
氏 名	井 原 智 子					
住 所	〒 715-0014 井原市七日市町10番地			電 話	(0866) 62-8850	
現在の職場へ正規の従業員として就職した年月日	昭和 平成 令和 10 年 4 月 1 日					
家 族 状 況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	同 居 別 居 の別	備 考	
	井 原 大 介	夫	昭 平 令 51・2・3	同・別		
	太 陽	子	昭 平 令 15・9・5	同・別		
	美 月	子	昭 平 令 18・2・17	同・別		
	稔	父	昭 平 令 22・12・4	同・別		
	恵 子	母	昭 平 令 24・3・4	同・別		
	吉 井 和 夫	妻の父	昭 平 令 23・4・5	同・別		
	洋 子	妻の母	昭 平 令 25・1・8	同・別		
	家族状況欄には血族・姻族とも 1親等（親・子）まで記載してください。					
			昭 平 令	同・別		
			昭 平 令	同・別		

上記の告知事項に相違ないことを証明します。

事業所名	井 原 織 物 (株)
事業所代表者氏名	井 原 大 介
事業所所在地	井原市七日市町10番地

代表印

※事務局に用紙があります。

互助会用

口座振替制度申込書

令和元 年 6 月 19 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

(申請者)

事業所番号
358

所在地 又は住所	〒715-0014 井原市七日市町10番地
事業所名	井原 織 物 (株)
代表者名 又は氏名	井原 大 介
連絡先	TEL 0866(62)8850 FAX 0866(62)8853

私が支払うべき会費を、井原地域勤労者互助会規定の振替制度により、支払いたいので申し込みます。

金融機関名	中国銀行	口座番号	当座 普通	0880050
預金口座 名義人	住 所 井原市七日市町10番地 フリガナ イ バラ オリ モノ カブ 氏 名 井原 織 物 (株)	支店 支所	通帳印	

勤労者互助会整理・記入印	金融機関名	確 認
	開 始 年 月 日	

【井原地域勤労者互助会】

金融機関用

預金口座振替依頼書

(金融機関名)

令和元 年 6 月 19 日

中国銀行 井原 支店 御中

(依頼人)

(口座振替名義人)

住 所	井原市七日市町10番地
フリガナ	イ バラ オリ モノ カブ
氏 名	井原 織 物 (株)

通帳印

井原地域勤労者互助会へ納入する会費を、預金口座振替で支払うことにしたいので、下記により依頼します。

記

1. 井原地域勤労者互助会より、私が支払うべき会費等の請求が貴行、貴組合に送付された場合は、私に何らかの通知をしないで、私名義の預金口座から前記請求金額を払い出し、井原地域勤労者互助会の口座に振り込んでください。
2. 前項の手続きに伴い当座勘定規定、普通預金規定その他諸約定に基づき、私がなすべき当座小切手の振り出し、普通預金払戻請求書の発行等の諸手続きは行わず、貴行、貴組合において適宜払い出してください。
3. この取扱いについて、当該請求書の金額その他事項の相違、その他如何なる事情により、紛議が生じても、貴行、貴組合に対し、損害・迷惑をかけません。

種 別	口 座 番 号	預 金 者 名 義	取 引 印
当 座			
預 金 口 座	普通	0880050	井原 織 物 (株)
			通帳印

検 印	照 合	受 付

【井原地域勤労者互助会】

慶弔（自治体連携用）共済 会員 [被共済者] 名簿（新規・異動 7 月分）

届出日

20 19 年 6 月 5 日

井原地域勤労者互助会 御中

サービスセンター等名		
井原地域勤労者互助会		
事業所名	代表者名	事業所番号
井原織物(株)	井原大介	358

慶弔（自治体連携用）保険の業務方法書・同細則に定められた契約上の内容を読了し、会員（被共済者）の同意の上、保険契約を申し込みます。
また、本契約に関する個人情報、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの判断に関する業務の目的のために利用されることに同意します。

当月合計報告数	1. 加入	1 名	2. 脱退	1 名
---------	-------	-----	-------	-----

会員番号	区分	会員 [被共済者名]	性別	生年月日	就職年月	加入年月	備考
1	① 加入 2. 脱退	フリガナ ニ ヤマ タク ヤ 三山拓也	① 男性 2. 女性	昭・平・令・西暦 7 年 9 月 5 日	西暦 2019 年 4 月	西暦 年 月	
2	1. 加入 ② 脱退	フリガナ ウ ナイ ミ サキ 宇内美咲	1. 男性 ② 女性	昭・平・令・西暦 元 年 8 月 1 日	西暦 2016 年 4 月	西暦 年 月	
3	1. 加入 2. 脱退	フリガナ	1. 男性 2. 女性	昭・平・令・西暦 年 月 日	西暦 年 月	西暦 年 月	
4	1. 加入 2. 脱退	フリガナ	1. 男性 2. 女性	昭・平・令・西暦 年 月 日	西暦 年 月	西暦 年 月	
5	1. 加入 2. 脱退	フリガナ	1. 男性 2. 女性	昭・平・令・西暦 年 月 日	西暦 年 月	西暦 年 月	
6	1. 加入 2. 脱退	フリガナ	1. 男性 2. 女性	昭・平・令・西暦 年 月 日	西暦 年 月	西暦 年 月	
7	1. 加入 2. 脱退	フリガナ	1. 男性 2. 女性	昭・平・令・西暦 年 月 日	西暦 年 月	西暦 年 月	

様式第3号

事業所変更届

令和 元 年 5 月 31 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

受付印	事業所番号	3	5	8
	事業所名	井原織物(株)		
	代表者名	井原大介		

代表印

下記の事項に変更がありましたので、お届けします。

記

変更事項 該当する項目に○印をしてください。	変更前	変更後
1. 事業所名		
2. 所在地		
③ 代表者名	井原 稔	井原大介
4. 電話番号・FAX 番号		

【井原地域勤労者互助会】

※複写してお使いください。

慶弔（自治体連携用）共済 会員〔被共済者〕氏名等変更訂正届

届出日

20 19 年 3 月 20 日

井原地域勤労者互助会 御中

慶弔

本契約に関する個人情報、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払などの判断に関する業務の目的のために利用されることに同意します。

事業所名	代表者名	事業所番号
井原織物(株)	井原 稔	3 5 8

代表印

会員番号	会員名(フリガナ)
1 358016010	ヨコ ダニ ミ サキ 横谷 美咲
2	
3	
4	
5	
6	
7	



変更訂正内容		
会員名(フリガナ)	生年月日	変更訂正理由
ウ ナイ ミ サキ 宇内 美咲	昭・平・令・西暦 元 8 月 1 日	婚姻による氏変更
	昭・平・令・西暦 年 月 日	
	昭・平・令・西暦 年 月 日	
	昭・平・令・西暦 年 月 日	
	昭・平・令・西暦 年 月 日	
	昭・平・令・西暦 年 月 日	
	昭・平・令・西暦 年 月 日	
	昭・平・令・西暦 年 月 日	

※登録時の間違いや、結婚等で氏名変更があったとき提出します。

※届と一緒に会員証を返却してください。新しいものを作成します。

※複写してお使いください。(1枚提出してください。)

【井原地域勤労者互助会】

記入例6〈傷病休業〉

自治体提携慶弔共済保険

保険金請求書 兼 証明書<一括用>

〈保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて〉

全労済協会は、保険金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払いなどを含む保険契約の判断に関する業務や、全労済協会の事業、各種保険商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) 御中

全労済協会の自治体提携慶弔共済保険普通保険約款・特約に基づき、必要書類を添え、以下の内容にて、保険金を請求します。

本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの判断に関する業務目的のために利用されることに同意します。

請求日

20 19 年 6 月 20 日

保険契約者(サービスセンター・共済会・互助会等)

団体名

井原地域勤労者互助会

代表者名

事業所名 ※記入・押印省略可

(被保険者)

フリガナ

イ バラ マコト

氏名

井 原 誠

生
年
月
日

大・昭・平・西暦

53 年 10 月 26 日生

現住所

〒 715 - 0014

フリガナ イ バラ シ ナメカイチチョウ

井原市七日市町10番地

TEL (0866) 62 - 8850

事業所番号

3 5 8

会員番号

358012005

サービスセンター等加入日

2000 年 4 月 1 日

保険金受取人

フリガナ

イ バラ マコト

氏名

井 原 誠

現住所

同 上

会員との続柄

① 本人 2. 配偶者
3. その他 ()

該当する項目すべてに○をつけてください。

【会員本人の死亡・重度障害・後遺障害】

死亡日・症状固定日	不慮の事故・交通事故の事故日	保険始期時点の満年齢	※保険始期時点の満年齢とは、保険期間の初日(新規契約の初日または更新契約の初日)時点の満年齢であり、死亡日時点の満年齢ではありません。 (例)保険期間2019年4月1日～2020年3月31日、死亡日 2019年10月10日、誕生日 1954年(S29年)7月1日の場合、「保険始期時点の満年齢」は満64歳です。
年 月 日	年 月 日	満 歳	
請求事由	100・110 会員死亡 (65歳未満の方)		円 120 不慮の事故による死亡 円
	101・111 会員死亡 (65歳以上の方)		円 130 交通事故による死亡 円
	140・150 増加死亡 (65歳以上71歳未満の方)		円 不慮の事故による重度・後遺障害 (級) 円
	200・210 重度障害 (65歳未満の方)		円 交通事故による重度・後遺障害 (級) 円
	201・211 重度障害 (65歳以上の方)		円
	260・270 増加重度障害 (65歳以上71歳未満の方)		円
			保険金 円

【住宅災害】

罹災日	20 年 月 日	物件住所 ※現住所と異なる場合記入	建物	延床面積	坪・㎡	店舗併用住宅	坪・㎡
1. 火災等による住宅災害(300 301 302 303)		2. 自然災害による住宅災害(310 311 312 313)					
火災 落雷 水漏れ 破裂・爆発		台風()号 地震 水災(豪雨・洪水等) 雪害					
その他()		床上浸水 その他()					
全労済処理会欄	損害額 (1坪あたりの単価) 延床面積 × 100 = 円	損害の程度 支払割合 % → % (契約額 円)	保険金 円				
	木造 60万円 × 坪						
	鉄筋 70万円 坪						

【傷病休業】

傷病名	休業期間	左記休業期間におけるご請求(受取)済み期間
右大腿骨骨折	20 19 年 4 月 25 日 ~ 20 19 年 6 月 8 日	1. なし 2. 一部請求(受取)済 20 年 月 日 分まで
請求事由	280 14日以上 30日未満 5,000 円 281 30日以上 90日未満 5,000 円 283 90日以上120日未満 円 284 120日以上 円	保険金合計 10,000 円

【慶弔見舞金】

家族死亡			勤続				成人		事由確定(発生日)		
400 配偶者 401 子 402 親			480 10年 481 15年 482 20年 483 25年		430 成人		20 年 月 日				
死亡者氏名			484 30年 485 35年 486 40年		年 月 日生						
			年 月 日就職		在会						
結婚祝					410		451 10年 453 20年		保 險 金		
配偶者氏名・生年月日				婚姻日		年 月 日入会					
年 月 日生				年 月 日							
子の出生				420		子の入学 421 小学校 422 中学校					
子の氏名・生年月日				備考(病院・届出役所・学校名等をご記入ください。)							
年 月 日生											

CH04(2019.7 井原地域勤労者互助会)TH

※添付書類 タイムカード・出勤簿等のコピー

自治体提携慶弔共済保険

保険金請求書 兼 証明書<一括用>

<保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて>

全労済協会は、保険金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払いなどを含む保険契約の判断に関する業務や、全労済協会の事業、各種保険商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) 御中

全労済協会の自治体提携慶弔共済保険普通保険約款・特約に基づき、必要書類を添え、以下の内容にて、保険金を請求します。

本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの判断に関する業務目的のために利用されることに同意します。

請求日

20 19 年 6 月 20 日

保険契約者(サービスセンター・共済会・互助会等)		事業所名 ※記入・押印省略可
団体名	井原地域勤労者互助会	
代表者名		

(被保険者)	フリガナ	イ バラ ミノル	生年月日	大・昭・平・西暦
	氏名	井 原 稔		22 年 12 月 4 日生
現住所	〒 715 - 0014	フリガナ	イ バラ シ ナヌカイチチョウ	
		井原市七日市町10番地		
		TEL (0866) 62 - 8850		
事業所番号	3 5 8	会員番号	358001001	サービスセンター等加入日
		1989 年 4 月 1 日		

保険金受取人	フリガナ	イ バラ ケイ コ	会員との続柄
	氏名	井 原 恵子	1. 本人 ② 配偶者
現住所	〒 -	フリガナ	3. その他 ()
		同 上	
		TEL () -	

該当する項目すべてに○をつけてください。

【会員本人の死亡・重度障害・後遺障害】

死亡日・症状固定日	不慮の事故・交通事故の事故日	保険始期時点の満年齢	※保険始期時点の満年齢とは、保険期間の初日(新規契約の初日または更新契約の初日)時点の満年齢であり、死亡日時時点の満年齢ではありません。
2019 年 5 月 25 日	年 月 日	満 歳	(例) 保険期間2019年4月1日～2020年3月31日、死亡日 2019年10月10日、誕生日 1954年(S29年)7月1日の場合、「保険始期時点の満年齢」は満64歳です。
請求事由	100・110 会員死亡 (65歳未満の方)	円	120 不慮の事故による死亡
	① 101・111 会員死亡 (65歳以上の方)	50,000 円	130 交通事故による死亡
	140・150 増加死亡 (65歳以上71歳未満の方)	円	不慮の事故による重度・後遺障害 (級)
	200・210 重度障害 (65歳未満の方)	円	交通事故による重度・後遺障害 (級)
	201・211 重度障害 (65歳以上の方)	円	
	260・270 増加重度障害 (65歳以上71歳未満の方)	円	
		保険金	50,000 円

【住宅災害】

罹災日	20 年 月 日	物件住所 ※現住所と異なる場合記入
1. 火災等による住宅災害(300 301 302 303)	2. 自然災害による住宅災害(310 311 312 313)	建物の延床面積
火災 落雷 水漏れ 破裂・爆発	台風()号 地震 水災(豪雨・洪水等) 雪害	坪・㎡
その他()	床上浸水 その他()	店舗併用住宅部分
全労済協会の処理欄	損害額 (1坪あたりの単価) 円	損害の程度 支払割合 (契約額) 円
	延床面積 × 100 = %	⇒ %
	木造 60万円 × 坪	鉄筋 70万円
		保険金 円

【傷病休業】

傷病名	休業期間	左記休業期間におけるご請求(受取)済み期間
	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	1. なし 2. 一部請求(受取)済 20 年 月 日 分まで
請求事由	280 14日以上 30日未満	円
	281 30日以上 90日未満	円
	283 90日以上120日未満	円
	284 120日以上	円
		保険金合計 円

【慶弔見舞金】

家族死亡	勤続	成人	事由確定(発生)日
400 配偶者 401 子 402 親	480 10年 481 15年 482 20年 483 25年	430 成人	20 年 月 日
死亡者氏名	484 30年 485 35年 486 40年	年 月 日生	
	年 月 日就職	在会	
結婚祝	410	451 10年 453 20年	保 險 金 円
配偶者氏名・生年月日	婚姻日	年 月 日入会	
年 月 日生	年 月 日		
子の出生	420	子の入学	
子の氏名・生年月日		421 小学校 422 中学校	
年 月 日生	備考(病院・届出役所・学校名等をご記入ください。)		

記入例6〈住宅火災〉

自治体提携慶弔共済保険

保険金請求書 兼 証明書<一括用>

＜保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて＞

全労済協会は、保険金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払いなどを含む保険契約の判断に関する業務や、全労済協会の事業、各種保険商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) 御中

全労済協会の自治体提携慶弔共済保険普通保険約款・特約に基づき、必要書類を添え、以下の内容にて、保険金を請求します。

本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの判断に関する業務目的のために利用されることに同意します。

請求日

20 19 年 6 月 20 日

保険契約者(サービスセンター・共済会・互助会等)		事業所名 ※記入・押印省略可
団体名	井原地域勤労者互助会	
代表者名		

(被保険者)	フリガナ	イ バラ マコト	生年月日	大・昭・平・西暦
	氏名	井 原 誠		53 年 10 月 26 日生
現住所	〒 715 - 0014 フリガナ イ バラ シ ナメカイチチョウ 井原市七日市町10番地 Ⅱ (0866) 62 - 8850			
事業所番号	3 5 8	会員番号	358012005	サービスセンター等加入日
		2000 年 4 月 1 日		

保険金受取人	フリガナ	イ バラ マコト	会員の続柄	
	氏名	井 原 誠	① 本人 2. 配偶者 3. その他 ()	
現住所	〒 - フリガナ 同 上 Ⅱ () -			

該当する項目すべてに○をつけてください。

【会員本人の死亡・重度障害・後遺障害】

死亡日・症状固定日	不慮の事故・交通事故の事故日	保険始期時点の満年齢	※保険始期時点の満年齢とは、保険期間の初日(新規契約の初日または更新契約の初日)時点の満年齢であり、死亡日時点の満年齢ではありません。 (例)保険期間2019年4月1日～2020年3月31日、死亡日 2019年10月10日、誕生日 1954年(S29年)7月1日の場合、「保険始期時点の満年齢」は満64歳です。
年 月 日	年 月 日	満 歳	
請求事由	100・110 会員死亡 (65歳未満の方)		円 120 不慮の事故による死亡 円
	101・111 会員死亡 (65歳以上の方)		円 130 交通事故による死亡 円
	140・150 増加死亡 (65歳以上71歳未満の方)		円 不慮の事故による重度・後遺障害 (級) 円
	200・210 重度障害 (65歳未満の方)		円 交通事故による重度・後遺障害 (級) 円
	201・211 重度障害 (65歳以上の方)		円
	260・270 増加重度障害 (65歳以上71歳未満の方)		円
保険金			円

【住宅火災】

罹災日	20 19 年 6 月 15 日	物件住所 ※現住所と異なる場合記入	
1. 火災等による住宅火災(300 301 302 303)		② 自然災害による住宅火災(310 311 312 313)	
火災 落雷 水漏れ 破裂・爆発	台風()号 地震 水災(豪雨・洪水等) 雪害	建物の延床面積	坪・㎡
その他()	床上浸水 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	店舗併用住宅部分	坪・㎡
全労済処理会欄	損害額 (1坪あたりの単価) 延床面積 × 100 = 円	損害の程度 支払割合 (契約額 円) 保険金 30,000 円	
	木造 60万円 × 鉄筋 70万円 坪		

【傷病休業】

傷 病 名	休 業 期 間	左記休業期間におけるご請求(受取)済み期間
	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	1. なし 2. 一部請求(受取)済 20 年 月 日 分まで
請求事由	280 14日以上 30日未満 円 281 30日以上 90日未満 円 283 90日以上120日未満 円 284 120日以上 円	保険金合計 円

【慶弔見舞金】

家族死亡	勤続	成人	事由確定(発生)日
400 配偶者 401 子 402 親	480 10年 481 15年 482 20年 483 25年	430 成人	20 年 月 日
死亡者氏名	484 30年 485 35年 486 40年	年 月 日生	
結婚祝	婚姻日	在会	保 險 金 円
配偶者氏名・生年月日	年 月 日生	451 10年 453 20年	
子の出生	420	子の入学	421 小学校 422 中学校
子の氏名・生年月日	年 月 日生	備考(病院・届出役所・学校名等をご記入ください。)	

CH04(2019.7 井原地域勤労者互助会)TH

自治体提携慶弔共済保険 保険金請求書 兼 証明書

<保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて>

全労済協会は、保険金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払いなどを含む保険契約の判断に関する業務や、全労済協会の事業、各種保険商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) 御中

全労済協会の自治体提携慶弔共済保険普通保険約款・特約に基づき、保険金の支払事由に該当することを確認し、以下の内容にて保険金を請求します。

本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの判断に関する業務目的のために利用されることに同意します。

請求日

20 19 年 6 月 24 日

保険契約者(サービスセンター・共済会・互助会等)		事業所名 ※記入・押印省略可	
団体名	井原地域勤労者互助会		
代表者名			

該当項目を○で囲み、必要事項をご記入ください。

事業所番号 3 5 8	家族死亡	勤続	成人
会員番号 358019020	400 配偶者 401 子 402 親	480 10年 481 15年 482 20年 483 25年 484 30年 485 35年 486 40年	430 成人
会員名(フリガナ) ミ ヤマ タク ヤ 三山拓也	死亡者氏名	年 月 日就職	年 月 日生
事由確定(発生日) 20 19 年 6 月 9 日	結婚祝	婚姻日 2019 年 6 月 9 日	在会 451 10年 453 20年
保険金 20,000 円	子の出生 子の氏名・生年月日 年 月 日生	子の入学 421 小学校 422 中学校 備考(病院・届出役所・学校名等をご記入ください。) 井原市役所	年 月入会

事業所番号 3 5 8	家族死亡	勤続	成人
会員番号 358013008	400 配偶者 401 子 402 親	480 10年 481 15年 482 20年 483 25年 484 30年 485 35年 486 40年	430 成人
会員名(フリガナ) オオ クラ ショウ 大倉 翔	死亡者氏名	年 月 日就職	年 月 日生
事由確定(発生日) 20 19 年 6 月 16 日	結婚祝	婚姻日 年 月 日	在会 451 10年 453 20年
保険金 10,000 円	子の出生 子の氏名・生年月日 大倉 連 2019 年 6 月 16 日生	子の入学 421 小学校 422 中学校 備考(病院・届出役所・学校名等をご記入ください。) 中国中央病院	年 月入会

事業所番号 3 5 8	家族死亡	勤続	成人
会員番号 358015009	400 配偶者 401 子 402 親	480 10年 481 15年 482 20年 483 25年 484 30年 485 35年 486 40年	430 成人
会員名(フリガナ) ホシ ダ レイ コ 星田玲子	死亡者氏名	年 月 日就職	年 月 日生
事由確定(発生日) 20 19 年 4 月 1 日	結婚祝	婚姻日 年 月 日	在会 451 10年 453 20年
保険金 7,000 円	子の出生 子の氏名・生年月日 年 月 日生	子の入学 421 小学校 422 中学校 備考(病院・届出役所・学校名等をご記入ください。) 井原中学校	年 月入会

事業所番号 3 5 8	家族死亡	勤続	成人
会員番号 358018015	400 配偶者 401 子 402 親	480 10年 481 15年 482 20年 483 25年 484 30年 485 35年 486 40年	430 成人
会員名(フリガナ) カワ イ アス ミ 川相浅海	死亡者氏名	1999 年 6 月 1 日就職	年 月 日生
事由確定(発生日) 20 19 年 5 月 31 日	結婚祝	婚姻日 年 月 日	在会 451 10年 453 20年
保険金 10,000 円	子の出生 子の氏名・生年月日 年 月 日生	子の入学 421 小学校 422 中学校 備考(病院・届出役所・学校名等をご記入ください。)	年 月入会

※備考欄に記入が必要なもの 結婚祝…届出役所名 子の出生…病院名 子の入学…学校名

CH02(2019.7 井原地域勤労者互助会)YTH

様式第5号

事業所番 号							
会 員 号							

決 裁 欄				
会 長	副 会 長	事務局長	次 長	係

下記のとおり申請、請求があったので、給付してよろしいか。

宿泊助成金申請書兼請求書

令和 元 年 9 月 19 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

受 付 印	事業所所在地	井原市七日市町10番地
	事業所名	井原織物(株)
	代表者名	井原大介 
	申請者名	三山拓也 

※ 事業所全体で実施した場合は代表者印のみで可。個人、家族、グループで実施した場合は申請者印も押印のこと。

下記のとおり実施したので、必要書類を添えて申請・請求します。

記

1. 請求金額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金 額				8	0	0	0

2. 事業の概要

1. 事業所名	個人 ・ 家族 ・ <u>グループ</u> 旅行 ※該当する項目に○印をしてください。
2. 実施期間	令和 元 年 8 月 3 日 ～ 令和 元 年 8 月 5 日 (3 日間)
3. 行先及び 宿泊施設名	(行先) 神奈川県箱根町 (宿泊施設) 界 箱根
4. 参加人員数	3 名 (うち会員 2 名)

※ 複数名の会員が参加し、複数名分を併せて申請する際は、
様式第5号別紙『参加者(会員)名簿』の添付が必要です。

【井原地域勤労者互助会】

※ 以前は、「宿泊旅行助成申請書兼請求書」と「福利厚生事業実績報告書」の2部での提出が必要でしたが、
【様式第5号】宿泊助成金申請書兼請求書のみの提出となりました。

※ 会員の参加人数が2名以上の場合のみP60の他にP61が必要です。

※複写してお使いください。

様式第 5 号 別紙

宿泊助成金申請に係る参加者(会員)名簿

令和 元 年 9 月19 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

令和 元 年 9 月 19 日付けの宿泊助成金申請に係る参加者(会員)は下記のとおりです。

会 員 番 号										参 加 会 員 氏 名				助 成 金 額			
3	5	8	0	1	9	0	2	0		三 山 拓 也				4	0	0	0 ^円
3	5	8	0	1	3	0	0	8		大 倉 翔				4	0	0	0
										2 名				8,000 円			

※ 会員一人での申請の場合、本紙は不用です。
 助成金額は 1 人当たり 4,000 円ですが、会員一人当たりの年間の助成上限額(6,000 円)に達する場合は減額となります。

【井原地域勤労者互助会】

様式第6号

事業所 番 号			
------------	--	--	--

決 裁 欄				
会 長	副 会 長	事務局長	次 長	係

下記のとおり申請、請求があったので、給付してよろしいか。

健康診断助成金申請書兼請求書

令和 元 年 6 月 19 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

受 付 印		事業所所在地	井原市七日市町10番地
		事業所名	井原織物(株)
		代表者名	井原大介

代表印

下記のとおり受診したので、必要書類を添えて申請・請求します。

記

1. 請求金額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金 額				3	0	0	0

2. 受診の状況

会 員 番 号	会 員 氏 名	受 診 日	医 療 機 関	助 成 金 額
3 5 8 0 1 5 0 0 9	星 田 玲 子	6 月 13 日	井原市民病院	3 0 0 0 円
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		

※ 添付書類として、会員フルネームが記載された医療機関発行の
領収書（写しで可）が必要です。

【井原地域勤労者互助会】

様式第7号

事業所 番 号			
------------	--	--	--

決 裁 欄				
会 長	副 会 長	事務局長	次 長	係

下記のとおり申請、請求があったので、給付してよろしいか。

【余暇活動・体力づくり・インフルエンザ】

※該当する項目に○印をしてください。

助成金申請書兼請求書

令和 元 年 6 月 19 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

受 付 印	事業所所在地	井原市七日市町10番地
	事業所名	井原織物(株)
	代表者名	井原大介

代表
印

下記のとおり利用したので、必要書類を添えて申請・請求します。

記

1. 請求金額

	百万	十万	万	千	百	十	円
金 額				2	0	0	0

2. 利用の状況

会 員 番 号	会 員 氏 名	利 用 日	利 用 機 関	助 成 金 額
3 5 8 0 1 5 0 0 9	星 田 玲 子	6 月 1 日	井原ゴルフ倶楽部	1 0 0 0 円
3 5 8 0 1 5 0 0 9	星 田 玲 子	5 月 3 日	大塚国際美術館	1 0 0 0
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		

※ 添付書類として、会員フルネームが記載された利用機関発行の
領収書（写しで可）が必要です。

【井原地域勤労者互助会】

※複写してお使いください。

様式第8号

会員証再交付申請書

令和 元 年 6 月 19 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

受 付 印	事業所番号	3	5	8
	事業所所在地	井原市七日市町10番地		
	事業所名	井原織物(株)		
	代表者名	井原大介		
	連絡先	☎ (0866) 62 - 8850		

代表印

下記の者が会員証を（汚損・紛失）したので、再交付を申請します。

記

会員番号	3	5	8	0	1	3	0	0	8
フリガナ	オオ クラ ショウ								
会員氏名	大 倉 翔								
汚損した会員証を貼ってください。									

【井原地域勤労者互助会】

※複写してお使いください。

様式第9号

会 員 証 紛 失 届

令和 元 年 6 月 5 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

受 付 印	事業所番号	3	5	8
	事業所所在地	井原市七日市町10番地		
	事業所名	井原織物(株)		
	代表者名	井原大介		
	連絡先	☎(0866) 62 - 8850		

代表印

退会のため「会員登録名簿（新規）（異動）」を提出するにあたり、下記の者は会員証を紛失したため、その返却ができないので、届け出ます。

記

会 員 番 号										会 員 氏 名	備 考
3	5	8	0	1	6	0	1	0		宇内美咲	

【井原地域勤労者互助会】

※複写してお使いください。

様式第 10 号

ツアー・イベント・教室・研修会・チケット

※該当する項目に○印をしてください。

申 込 書

令和 元 年 7 月 1 日

井原地域勤労者互助会会長 殿

ツアー・イベント・教室 ・研修会・チケット名		吉本新喜劇			日程	8月18日
受 付 印		事業所番号	3	5	8	
		事業所名	井 原 織 物 (株)			
		連絡先	☎ (0866) 62 - 8850			

上記に記載した事項について、下記のとおり申込みます。

記

会 員 番 号	氏 名	年 齢	続 柄	備 考
3 5 8 0 1 5 0 0 9	星 田 玲 子	3 1	本人・家族	
			本人・家族	
			本人・家族	
			本人・家族	
			本人・家族	
			本人・家族	
			本人・家族	

※ 本書は、持参できない場合、FAX (0866-62-8853)
又は郵送での提出も可。

【井原地域勤労者互助会】

※複写してお使いください。



加入事業所一覧

令和元年10月1日現在（50音順）

事業所番号	事業所名
あ 123	(有) アイエス電機
311	アイ・シー・モータース (株)
95	青木自動車
1	浅野織物 (資)
263	アサノファイバ (有)
188	朝原モータース
い 187	(有) 井岡自動車
302	井笠オート (株)
232	(有) いかりストアー
212	(有) 池崎堂
131	(株) 池田電機
80	(有) 池田モータース
306	(有) 石井自動車
293	石崎自動車
57	(有) いしだ工芸社
245	出部保育園
128	一丸タクシー (株)
337	(有) 井 電
56	(有) 井上興産
2	(有) 井上鉄工所
55	猪原織物 (有)
34	(有) 猪原組
79	(有) 猪原設備
5	(株) 井原アルナ
314	(一社) 井原医師会
3	(有) いばら印刷
37	井原運輸 (株)
47	(株) 井原環境保全
329	井原機械工業協同組合
50	井原金属工事 (株)
38	(株) 井原工務店

事業所番号	事業所名
84	井原碎石 (株)
338	井原市建設業協会
252	(福) 井原市社会福祉協議会
44	井原市商店会 (協)
6	井原食産 (有)
315	井原腎泌尿器科クリニック
126	井原石材 (有)
227	井原鉄道 (株)
36	井原生コン (株)
149	井原放送 (株)
291	井原ホンダ販売 (株)
233	癒しの空間
161	(有) インテリアさとう
う 24	上田建設 (有)
228	(株) 上野設備
285	魚文 本店
111	(株) ウヤマ製作所
え 299	エイワ電機
116	江草板金工業 (有)
152	江尻アルミセンター
273	エディオンファミリー電化
258	M's オート
お 90	(有) 大竹屋
77	(有) 大塚鐵工
325	大津寄教材社
229	大鳴建設
28	大山文具店
296	(株) 岡本管工
88	(有) 岡本建具店
165	(株) 岡本テキスタイル
191	(有) 小田ずし
318	小田原事務所
22	(医) おだうじ会 小田病院

	事業所 番号	事業所名
か	102	小田ふとん店
	192	小野石材工業（株）
	106	カーエイド フナクラ
	168	香月堂（有）
	196	花月別館
	92	（有）片岡製作所
	241	（有）片岡洋瓦工業所
	7	片山建設（有）
	231	（有）ガッツヤマオカ
	211	カフェ レストラン くらら
	11	カミヨ千々木（株）
	73	（有）亀山測建
	104	（医）河合医院
	307	かわかみ化粧品店
	118	（医）川上歯科医院
	83	（有）カワコウ
	133	（株）カワタ
	58	川田金物（有）
	129	（有）川田製作所
	29	関西工業（株）
き	286	カンノストアー
	186	（株）木尾建設
	183	（有）菊池鮮魚店
	94	木地住宅設備
	305	キタガワオート
	272	北田運送（株）
	326	（株）木田家具製作所
	214	喫茶 一番星
	331	キプロ（株）
	224	きみのや
	294	木山製作所
	99	共栄研磨工業所
	323	（有）協永自動車
	218	（株）共 生
	219	（株）共 生 B

	事業所 番号	事業所名
く	147	（有）キョーワ
	308	クラシキ機工（株）
	332	（有）クラスタ製菓
	49	（株）クリーンサービス・イバラ
け	288	グローバル・エス（株）
	65	クロキ（株）
	339	中華 啓ちゃん
	42	甲南石油（株）
こ	240	（有）古月堂
	117	小谷建設
	287	（有）小 玉
	248	（福）こだま園
さ	60	（有）後藤瓦建材
	225	ごんべえ（有）
	267	（有）サカイ
	114	坂川建設鋳業（株）
し	278	（有）佐近塗装工業
	251	笹井写真館
	101	生鮮市場 佐々木商店
	333	佐藤工業（株）
し	137	佐藤石材店
	54	佐藤設備（株）
	334	佐藤損保（株）
	27	（株）佐能松山園
し	52	（有）サンアイ
	119	三 晃
	215	（株）サンコーユニシア
	262	山陽建設（株）
し	208	（有）山陽新聞矢掛販売所
	220	（有）山陽不動産
	35	（株）志多木組
	221	シタキホームサービス（株）
し	146	（株）シタキ木工
	74	写真 山中
	97	井原市シルバー人材センター

	事業所 番号	事業所名
す	281	(株) 進英教育研究会
	289	しん・おかもと歯科クリニック
	142	シンヤ (株)
	226	末沢鉄工所
	330	(医) 菅病院
	265	すど農園
せ	268	セイビ (株)
	206	(有) 星備工業
	269	西備工業 (株)
	270	(株) セイビハウジング
そ た	266	(福) セイビ福祉会
	312	せいび夢空感
	210	(株) 西部観光バス
	9	妹尾旭工業 (株)
	336	せのお社会保険労務士・行政書士事務所
	70	(株) 創 瓦
	62	太洋エンジニアリング (株)
	328	(特非) 太陽の会
	127	高木織物 (有)
	132	(有) 高木建設
	244	高木塗装
	39	多賀建設 (株)
	303	(有) 高橋自動車
	327	(有) 高原住建
	230	(有) 高屋工務店
	89	竹井運送 (株)
	172	(有) 竹井建設
	85	竹井畜産
	205	蓼
	98	田中建設 (有)
	10	(株) 田中興業
	33	谷本建設 (株)
	203	谷本測量設計事務所
	282	里山工房 和菓子 たむら
	239	(資) 在宅介護サービス たんぽぽ

	事業所 番号	事業所名
つ	48	(株) 筒井建設
	242	(有) 坪井畳店
て と	144	(有) 寺岡成型所
	209	(株) トウインガーズヒート
	12	東セン (株)
	200	(株) ト キ
な	96	徳永建設 (有)
	284	徳山牧場
	100	(有) 登奈利
	304	(有) 中井商会
	316	(医) 知水会 長尾外科
	113	(有) ナカヤマ乳販
	122	仲よし食堂
	317	夏目さとう歯科医院
に	121	(有) 西方オート
	202	(有) 西田工務店
	275	西山衣料品店
	53	(株) 日本電気工業所
は	180	(株) 橋 本
	160	(有) 橋本住建
	158	はた理容院
	78	花建工業 (有)
	138	花田工業 (株)
	213	パンジー美容室
ひ	335	(株) ビースプーン
	235	ビアハウス シュール
	103	パン工房 ひこうき
	71	久田開発 (株)
	170	美星開発興業 (株)
	190	美星建材 (有)
	14	備中織物構造改善工業組合
	15	備中染工 (株)
	290	備南自動車 (株)
	274	日の丸旅行 (有)
	193	(株) 平井興産

	事業所 番号	事業所名
ふ	259	平井龍仙堂
	87	平川石油（株）
	140	（有）フードスタイリング
	238	（株）福本屋衣料センター
	4	藤井建材店
	181	藤枝運送（株）
	166	（有）藤枝食鳥
	301	藤岡縫製工場
	109	ふしかん鮮魚店
	41	（有）藤原組
へ	76	（株）藤原製作所
	108	プティック とよいけ
	309	プラチナ ヘアー
	198	（有）ブレイン・テクノ
	222	ヘアーサロン アスナロ
	159	（有）ヘアーサロン 矢吹
	155	ヘアーサロン ワタナベ
	223	ヘアープレイス オアシス
	81	（株）ベストプラン
	17	（株）報国電設
ほ	169	星の郷青空市（株）
	295	細羽鋤油（株）
	271	細羽石油（株）
	82	（医）ほそや医院
	134	（株）前原板金工業
	300	（同）ケアサービスセンター まごころ
	199	松本食料品店
	40	（有）マリコ
	237	（株）マルオカ
	298	丸福運輸（株）
み	178	（有）ミズタニ
	86	（有）三宅建設
	236	三宅左官工業（有）
	46	（有）明日屋
	246	明治運送（有）

	事業所 番号	事業所名
も	247	（有）ビューティサロン めぐみ
	135	（有）モリ製作所
	254	morimoto
	257	森本園芸
	182	（株）矢掛運送
	324	矢掛放送（株）
	107	（有）八 杉
	216	鰯の味噌漬本舗 八千代
	319	（株）ヤマキ
	197	ヤマムラ（株）
や	139	（有）山室組
	280	（有）山吉工業
	243	夢味庵
	260	（株）横畑組
	321	芳井化成（株）
	91	吉岡製麺所
	19	吉和織物（株）
	69	リサイクルショップ さのう
	162	理美容サロン いいい
	154	理容 いまい
ゆ	157	理容 ナカヤマ
	156	理容 もりた
	18	和田工業（株）





全福センター提携施設

全福センターが割引協定契約した施設やサービスについては、割引料金でご利用できます。毎年3月に事業所に1冊お送りしている「全福ネットガイドブック（割引協定契約施設一覧）」をご覧ください。また、全福センターのホームページ（<http://www.zenpuku.or.jp>）をご覧ください。

【施設利用に際してのご注意】

- ① お電話で予約の際は、「全福センター会員」である旨、申し出てください。
また施設をご利用の際には、「会員証」または「協定施設割引券」を提示または提出してください。
- ② 施設により予約の方法が異なる場合がありますので所定の方法でご予約ください。
(予約の際にID 番号、予約コード等を申し出なければならない施設が一部あります)

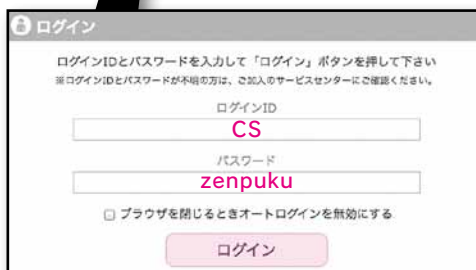
【全福ネットガイドブック】



【全福センターのホームページ】



どっちもお得な
情報がいっぱい!!



MEMO





かわいく、みやすく、
リニューアル!!



（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター加盟
井原地域勤労者互助会

あ。文字の大きさ 標準 拡大

サイト内検索 検索

全労センター加盟

HOME 互助会とは 入会のご案内 サービスのご案内 各種申請書 よくある質問 互助会だより お問い合わせ

新規加入事業所を募集しています!

入会金100円 月会費500円

- 食事会、日帰り旅行などのイベント
- 結婚、出産、子の就学、成人、永年勤続等に対する祝金の給付
- 健康診断受診への助成 など

（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター加盟
井原地域勤労者互助会
会員証

サービスのご案内

やかけ観光大使 やかけ観光大使

いばら営業部長 でんちゅうくん

保険金給付 助成金給付

自己啓発事業 割引施設・特約店 映画チケット助成

事業所紹介 リンク

最新ガイドブック

ガイドブック

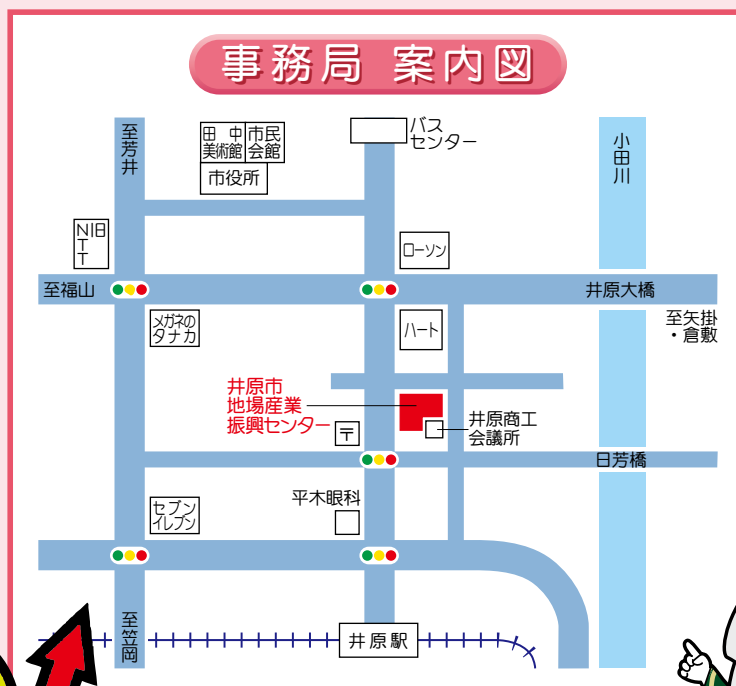
詳細メニュー

- > 保険金給付
- > 助成金給付
- > 自己啓発事業
- > 割引施設

井原地域勤労者互助会ホームページ

(<https://ibara-gojokai.zenpuku.or.jp/>)もご覧ください!

事務局 案内図



井原地域勤労者互助会

〒715-0014 岡山県井原市七日市町10番地
井原市地場産業振興センター内2F
電話 (0866)62-8850 FAX (0866)62-8853
https://ibara-gojokai.zenpuku.or.jp/gojokai_kinrousyu@city.ibara.lg.jp